

平成 24 年 10 月 25 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課
賃金福祉統計室

室 長 野地 祐二
室長補佐 板藤 昭
安全衛生第一係 (内線 7662、7663)
(代表電話) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 3147

平成 23 年「労働安全衛生特別調査（労働災害防止対策等重点調査）」 （新設）の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 リスクアセスメントに関する事項	3 頁
2 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項	8 頁
3 メンタルヘルスケアに関する事項	12 頁
4 定期健康診断に関する事項	16 頁
5 受動喫煙防止対策に関する事項	18 頁
6 交通労働災害防止対策に関する事項	19 頁
7 業務上災害を記録する制度に関する事項	20 頁
8 安全衛生教育に関する事項	20 頁
【労働者調査】	
1 勤務に関する事項	22 頁
2 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項	23 頁
3 精神的ストレス等に関する事項	24 頁
4 受動喫煙防止対策に関する事項	26 頁
主な用語の定義	28 頁

調 査 の 概 要

1 調査の目的

本調査は、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する政策評価に資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する実態を把握することにより、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点政策を策定するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次に掲げる産業とする。

「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

(3) 事業所

平成18年事業所・企業統計調査を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから抽出した約13,000事業所とした。

(4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者から抽出した約18,000人とした。

3 調査の対象期間

原則として平成23年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1か月間（平成23年10月1日～平成23年10月31日）、過去6か月間（平成23年5月1日～平成23年10月31日）又は過去1年間（平成22年11月1日～平成23年10月31日）を対象とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、安全衛生活動に関する事項、長時間労働者に対する取り組みに関する事項、メンタルヘルスに関する事項、定期健康診断の実施に関する事項、喫煙対策に関する事項、交通労働災害の防止に関する事項、ITを活用した安全衛生管理に関する事項、MSDS（化学物質等安全データシート）に関する事項

(2) 労働者調査

労働者の属性等に関する事項、勤務の状況に関する事項、定期健康診断に関する事項、喫煙に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

(2) 労働者調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を労働者調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

6 調査の機関

厚生労働省大臣官房統計情報部一報告者

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	：	調査対象数 13,276	有効回答数 9,664	有効回答率 72.8%
労働者調査	：	調査対象数 18,075	有効回答数 11,296	有効回答率 62.5%

8 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0にならない場合がある。

(3) 「22年調査」とは、「平成22年労働安全衛生基本調査」のことである。

「19年調査」とは、「平成19年労働者健康状況調査」のことである。

(4) 東日本大震災への対応

本年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域(※)に所在する事業所を抽出対象から除外し、被災地域から調査対象として抽出する予定の数を被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する事業所から抽出し、調査対象とした。

※ 被災地域は、岩手県、宮城県及び福島県の全域とした。

結果の概要

【事業所調査】

1 リスクアセスメントに関する事項

(1) リスクアセスメントの実施状況

リスクアセスメント(※1)を実施している事業所の割合は46.5%[22年調査33.8%]となっており、事業所規模が大きくなるほど高く、5,000人以上の事業所規模では80.4%となっている。

リスク情報の更新の頻度については、「1年に2回以上」(31.0%)が最も多く、次いで「不定期」(27.4%)、「作業方法や設備の新設・変更の都度」(20.0%)となっている。(第1表)

第1表 リスクアセスメントの実施の有無及びリスク情報の更新の頻度別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	実施している		更新の頻度						実施していない	
				1年に2回以上	1年に1回	2年以内に1回	2年を超える期間ごとに1回	作業方法や設備の新設・変更の都度	不定期		その他
平成23年	100.0	46.5	(100.0)	(31.0)	(16.5)	(0.7)	(0.2)	(20.0)	(27.4)	(3.7)	53.5
(事業所規模)											
5,000人以上	100.0	80.4	(100.0)	(49.8)	(16.2)	(-)	(-)	(22.7)	(9.1)	(2.2)	19.6
1,000～4,999人	100.0	73.2	(100.0)	(39.0)	(22.9)	(0.8)	(0.1)	(22.0)	(12.4)	(2.8)	26.8
500～999人	100.0	70.2	(100.0)	(39.2)	(21.6)	(0.3)	(0.2)	(21.1)	(14.1)	(3.4)	29.8
300～499人	100.0	66.7	(100.0)	(33.9)	(22.2)	(0.7)	(1.0)	(18.1)	(21.3)	(2.7)	33.3
100～299人	100.0	66.0	(100.0)	(38.2)	(23.1)	(0.4)	(0.3)	(17.1)	(17.8)	(2.6)	34.0
50～99人	100.0	60.3	(100.0)	(34.8)	(17.2)	(0.9)	(0.8)	(15.7)	(26.8)	(3.5)	39.7
30～49人	100.0	51.8	(100.0)	(35.8)	(16.0)	(2.3)	(0.4)	(15.8)	(25.2)	(4.0)	48.2
10～29人	100.0	41.9	(100.0)	(28.2)	(15.7)	(0.3)	(0.0)	(22.2)	(29.3)	(3.9)	58.1
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	79.6	(100.0)	(30.3)	(23.9)	(1.8)	(-)	(29.2)	(12.4)	(2.4)	20.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	67.1	(100.0)	(31.5)	(26.0)	(0.7)	(2.4)	(19.3)	(15.7)	(4.3)	32.9
建設業	100.0	72.8	(100.0)	(31.5)	(14.2)	(-)	(0.0)	(34.5)	(16.7)	(2.1)	27.2
製造業	100.0	54.4	(100.0)	(22.0)	(20.2)	(0.8)	(0.4)	(23.9)	(29.2)	(3.2)	45.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.7	(100.0)	(42.9)	(22.5)	(0.7)	(-)	(23.4)	(7.8)	(2.7)	21.3
情報通信業	100.0	37.8	(100.0)	(51.9)	(11.0)	(1.4)	(-)	(5.4)	(28.1)	(2.2)	62.2
運輸業、郵便業	100.0	61.1	(100.0)	(47.2)	(18.7)	(4.5)	(-)	(9.7)	(17.9)	(2.0)	38.9
卸売業、小売業	100.0	40.8	(100.0)	(27.0)	(17.0)	(0.0)	(0.6)	(15.8)	(32.9)	(6.7)	59.2
金融業、保険業	100.0	34.5	(100.0)	(51.2)	(10.7)	(-)	(-)	(7.8)	(24.9)	(5.3)	65.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	36.8	(100.0)	(34.0)	(20.7)	(-)	(-)	(7.9)	(30.0)	(7.3)	63.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.2	(100.0)	(26.9)	(24.3)	(0.0)	(-)	(15.8)	(32.1)	(0.9)	65.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.0	(100.0)	(31.3)	(10.5)	(-)	(-)	(30.7)	(26.1)	(1.1)	64.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	40.7	(100.0)	(21.3)	(24.5)	(0.5)	(0.1)	(20.9)	(31.9)	(0.3)	59.3
教育、学習支援業	100.0	21.3	(100.0)	(20.2)	(18.0)	(0.0)	(-)	(6.1)	(53.9)	(1.2)	78.7
医療、福祉	100.0	53.1	(100.0)	(39.4)	(12.1)	(1.3)	(-)	(13.0)	(28.0)	(5.6)	46.9
複合サービス事業	100.0	35.6	(100.0)	(15.9)	(23.7)	(1.0)	(-)	(26.8)	(24.5)	(5.6)	64.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	47.3	(100.0)	(31.9)	(16.2)	(0.4)	(-)	(18.2)	(30.2)	(3.1)	52.7
[平成22年]	100.0	33.8	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	(...)	66.2

注1)「実施している」には実施の頻度不明が含まれる。

2)平成22年調査のリスクアセスメントを実施しているにおける内訳は「実施の頻度」であり、調査内容が異なるため記載しない。

リスクに関する情報の入手方法(複数回答)については、「職場ミーティングでの意見・報告」(68.4%)が最も多く、次いで「現場管理者の意見・報告」(53.3%)、「ヒヤリ・ハット体験(※2)の報告」(48.0%)となっている(第2表)。

第2表 リスクに関する情報の入手方法別事業所割合(複数回答)

(単位:%)

区分	リスクアセスメントを実施している事業所計	安全パトロールによる職場点検	ヒヤリ・ハット体験の報告	現場管理者の意見・報告	安全衛生委員会等における各委員の意見・報告	職場ミーティングでの意見・報告	その他
平成23年	100.0	47.5	48.0	53.3	37.6	68.4	8.6
(事業所規模)							
5,000人以上	100.0	61.5	49.9	33.6	46.9	40.5	34.9
1,000～4,999人	100.0	78.8	69.6	65.3	73.1	63.2	18.2
500～999人	100.0	74.3	64.3	64.1	75.1	54.9	11.7
300～499人	100.0	72.0	70.9	57.8	74.4	55.5	15.3
100～299人	100.0	69.0	59.1	54.6	73.0	55.4	9.8
50～99人	100.0	58.3	55.5	51.2	58.3	61.8	9.5
30～49人	100.0	56.2	52.3	57.1	36.7	68.3	5.0
10～29人	100.0	40.3	43.9	52.4	29.2	71.4	9.0
(産業)							
農業, 林業(林業に限る。)	100.0	66.1	67.9	67.4	22.2	73.4	2.4
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	68.0	60.1	61.0	31.6	74.2	5.9
建設業	100.0	76.5	52.5	53.2	39.1	60.9	3.8
製造業	100.0	58.4	45.6	60.5	41.2	63.8	8.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.8	68.0	50.5	54.8	60.4	20.2
情報通信業	100.0	41.9	21.1	37.5	56.7	47.8	6.0
運輸業, 郵便業	100.0	45.1	71.1	46.9	42.3	69.5	6.5
卸売業, 小売業	100.0	36.6	32.3	42.4	30.1	65.6	14.0
金融業, 保険業	100.0	31.0	16.5	32.9	44.1	79.1	11.9
不動産業, 物品賃貸業	100.0	56.1	40.7	48.5	31.9	76.7	7.1
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	54.1	63.5	61.6	46.8	81.7	7.0
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	39.1	48.0	66.4	34.6	77.6	11.3
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	34.7	33.6	52.0	27.7	80.8	6.4
教育, 学習支援業	100.0	41.9	39.7	63.4	29.0	62.9	11.6
医療, 福祉	100.0	31.2	76.2	60.7	42.0	77.1	1.6
複合サービス事業	100.0	42.7	47.0	43.8	39.4	57.5	16.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	52.0	59.2	63.3	41.1	69.2	7.9

注:「リスクアセスメントを実施している事業所計」にはリスクに関する情報の入手方法不明が含まれる。

また、リスクに対する措置に関して、優先度を決めている事業所の割合は 64.9%となっており、その決定方法は、「リスクの見積もりでの点数あるいは区分に応じて決めている」(36.6%)が最も多く、次いで「実際に災害が発生したもから決めている」(30.8%)、「従業員の要望の多寡で決めている」(19.7%)となっている(第3表)。

第3表 リスクに対する措置に関する優先度決定の有無及び優先度の決定方法別事業所割合

(単位:%)

区分	リスク アセス メント を実施 している 事業所 割合	優先度 を決 めて いる		優先度の決定方法					特 に 優 先 度 は 決 め て い な い
				ある 区 分 に あ る 点 数 に よ り 決 め る	改 善 に 要 す る コ ス ト か ら 判 断	実 際 に 災 害 が 発 生 し た も の か ら 決 め て い る	従 業 員 の 要 望 の 多 寡 で 決 め る	そ の 他	
平成23年	100.0	64.9	(100.0)	(36.6)	(7.3)	(30.8)	(19.7)	(5.6)	33.9
(事業所規模)									
5,000人以上	100.0	86.0	(100.0)	(87.4)	(2.4)	(2.0)	(2.4)	(5.9)	14.0
1,000～4,999人	100.0	90.4	(100.0)	(75.3)	(2.6)	(14.0)	(3.9)	(4.2)	9.6
500～999人	100.0	87.1	(100.0)	(67.2)	(2.2)	(21.4)	(5.2)	(3.9)	12.9
300～499人	100.0	85.7	(100.0)	(60.9)	(4.8)	(23.7)	(5.9)	(4.8)	14.2
100～299人	100.0	78.8	(100.0)	(60.2)	(5.1)	(21.1)	(7.5)	(6.1)	21.0
50～99人	100.0	73.9	(100.0)	(42.9)	(8.6)	(30.0)	(12.6)	(5.9)	26.0
30～49人	100.0	72.0	(100.0)	(32.1)	(11.5)	(27.1)	(24.5)	(4.8)	27.8
10～29人	100.0	59.5	(100.0)	(32.1)	(6.2)	(33.8)	(22.2)	(5.7)	38.9
(産業)									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	83.6	(100.0)	(60.9)	(8.8)	(21.6)	(8.8)	(-)	16.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	73.3	(100.0)	(43.5)	(13.0)	(12.9)	(25.2)	(5.4)	24.9
建設業	100.0	73.4	(100.0)	(50.9)	(1.3)	(31.3)	(13.5)	(3.0)	26.6
製造業	100.0	70.7	(100.0)	(45.6)	(7.0)	(22.7)	(18.8)	(5.8)	28.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.7	(100.0)	(77.3)	(0.4)	(15.2)	(0.9)	(6.2)	15.9
情報通信業	100.0	56.2	(100.0)	(24.3)	(21.4)	(25.2)	(12.4)	(16.6)	43.8
運輸業、郵便業	100.0	74.4	(100.0)	(36.6)	(7.4)	(29.1)	(23.3)	(3.6)	25.4
卸売業、小売業	100.0	50.3	(100.0)	(32.5)	(12.5)	(29.8)	(17.2)	(8.0)	45.5
金融業、保険業	100.0	51.0	(100.0)	(36.0)	(3.9)	(13.9)	(35.8)	(10.2)	46.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	65.5	(100.0)	(20.9)	(6.2)	(36.7)	(23.2)	(13.0)	34.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	71.4	(100.0)	(53.0)	(1.5)	(21.9)	(22.1)	(1.4)	28.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.3	(100.0)	(30.0)	(6.5)	(46.1)	(12.3)	(5.0)	21.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	54.2	(100.0)	(11.9)	(10.4)	(30.8)	(33.0)	(13.9)	45.8
教育、学習支援業	100.0	50.8	(100.0)	(26.9)	(13.1)	(34.4)	(12.7)	(12.9)	49.2
医療、福祉	100.0	62.7	(100.0)	(18.0)	(6.6)	(39.9)	(34.7)	(0.8)	37.3
複合サービス事業	100.0	71.4	(100.0)	(41.6)	(5.1)	(37.3)	(12.9)	(3.2)	28.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	71.4	(100.0)	(40.9)	(6.5)	(27.5)	(20.4)	(4.6)	28.1

注:「リスクアセスメントを実施している事業所計」にはリスクに対する措置に関する優先度決定の有無不明が含まれる。

さらに、リスクアセスメントの効果・評価の把握方法(複数回答)については、「日常的な安全衛生活動の活性化」が 49.1%と最も多く、次いで「労働災害やヒヤリ・ハット体験の件数」(45.5%)、「改善前後のリスクの比較」(38.3%)となっている(第4表)。

第4表 リスクアセスメントの効果・評価の把握方法別事業所割合(複数回答)

(単位:%)

区分	リスクアセスメントを実施している事業所計	労働災害やヒヤリ・ハット体験の件数	改善前後のリスクの比較	従来の安全衛生対策に関して費用対効果の改善	日常的な安全衛生活動の活性化	事業所内の評価委員会等での評価	外部機関等の評価	その他
平成23年 (産業)	100.0	45.5	38.3	8.0	49.1	15.1	6.9	10.4
農業, 林業(林業に限る。)	100.0	66.9	46.1	9.6	56.2	5.6	13.9	2.7
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	51.6	41.7	5.9	54.4	13.3	12.2	4.3
建設業	100.0	47.6	24.3	7.9	61.1	18.5	9.6	5.6
製造業	100.0	34.7	49.3	8.8	46.5	13.8	7.9	7.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.3	66.9	6.7	57.9	34.9	0.6	5.6
情報通信業	100.0	21.9	38.2	4.4	45.9	16.1	5.3	13.5
運輸業, 郵便業	100.0	55.5	48.8	13.1	35.9	21.3	6.9	4.6
卸売業, 小売業	100.0	41.2	39.3	5.3	40.4	11.0	2.9	16.7
金融業, 保険業	100.0	9.7	17.0	0.8	52.2	18.8	3.8	24.8
不動産業, 物品賃貸業	100.0	32.9	38.5	5.7	56.6	12.8	1.9	9.7
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	50.9	43.5	8.1	53.9	11.3	10.6	9.6
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	59.0	37.7	13.5	49.3	12.9	14.0	10.6
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	32.4	18.9	7.3	66.8	17.6	15.3	11.6
教育, 学習支援業	100.0	27.6	32.0	19.8	57.7	14.8	3.6	20.8
医療, 福祉	100.0	68.9	36.2	5.0	51.2	20.0	3.3	7.4
複合サービス事業	100.0	47.5	33.4	11.7	59.2	5.2	4.5	12.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.0	43.1	7.5	59.0	13.4	5.1	8.3

注:「リスクアセスメントを実施している事業所計」にはリスクアセスメントの効果・評価の把握方法不明が含まれる。

(2)安全衛生委員会等での審議状況

安全衛生委員会等(※3)を設置している事業所の割合は60.6%となっており、審議事項については、「リスクアセスメントの実施及び安全衛生管理計画の両方」が51.2%、「リスクアセスメントの実施のみ」が16.3%となっている(第5表)。

第5表 安全衛生委員会等の設置の有無及びリスクアセスメントの実施又は安全衛生計画に関する審議の有無別事業所割合

区分	リスクアセスメントを実施している事業所計	安全衛生委員会等を設置している	審議事項				安全衛生委員会等を設置していない
			リスクアセスメントの実施及び安全衛生管理計画の両方を審議している	リスクアセスメントの実施のみ審議している	安全衛生管理計画のみ審議している	どちらも審議していない	
平成23年	100.0	60.6 (100.0)	(51.2)	(16.3)	(23.5)	(9.0)	37.8
(事業所規模)							
5,000人以上	100.0	100.0 (100.0)	(74.0)	(6.7)	(12.3)	(7.1)	-
1,000～4,999人	100.0	99.7 (100.0)	(70.6)	(8.3)	(17.1)	(4.1)	-
500～999人	100.0	97.8 (100.0)	(70.9)	(11.4)	(13.8)	(3.9)	1.4
300～499人	100.0	98.8 (100.0)	(63.4)	(13.0)	(16.4)	(7.2)	0.5
100～299人	100.0	95.9 (100.0)	(58.8)	(14.6)	(21.3)	(5.3)	3.8
50～99人	100.0	86.2 (100.0)	(53.1)	(14.7)	(22.7)	(9.5)	13.3
30～49人	100.0	67.1 (100.0)	(55.6)	(16.6)	(21.7)	(6.1)	32.5
10～29人	100.0	49.5 (100.0)	(46.7)	(17.3)	(25.3)	(10.8)	48.3
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0	53.1 (100.0)	(62.0)	(23.7)	(5.8)	(8.6)	46.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	69.2 (100.0)	(58.2)	(18.7)	(17.5)	(5.7)	28.9
建設業	100.0	77.9 (100.0)	(46.8)	(11.1)	(34.0)	(8.1)	22.1
製造業	100.0	65.7 (100.0)	(53.9)	(14.2)	(23.3)	(8.6)	33.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.5 (100.0)	(69.3)	(4.4)	(24.0)	(2.3)	7.2
情報通信業	100.0	66.5 (100.0)	(56.4)	(16.3)	(12.3)	(14.9)	33.5
運輸業、郵便業	100.0	69.0 (100.0)	(47.5)	(31.6)	(16.6)	(4.2)	31.0
卸売業、小売業	100.0	46.9 (100.0)	(53.3)	(16.0)	(26.6)	(4.1)	48.8
金融業、保険業	100.0	60.6 (100.0)	(54.1)	(8.4)	(25.5)	(12.0)	37.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	57.3 (100.0)	(58.3)	(10.8)	(20.9)	(10.0)	42.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	57.8 (100.0)	(54.9)	(10.7)	(29.0)	(5.4)	42.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	49.2 (100.0)	(52.1)	(11.9)	(19.0)	(17.0)	50.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.7 (100.0)	(43.0)	(18.4)	(16.7)	(21.9)	52.3
教育、学習支援業	100.0	46.0 (100.0)	(41.9)	(13.7)	(25.6)	(18.8)	50.5
医療、福祉	100.0	65.2 (100.0)	(45.8)	(24.2)	(17.7)	(12.3)	32.9
複合サービス事業	100.0	59.6 (100.0)	(65.7)	(4.5)	(13.2)	(16.6)	40.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	70.7 (100.0)	(57.4)	(14.7)	(20.4)	(7.5)	29.1

注:「リスクアセスメントを実施している事業所計」には安全衛生委員会等の設置の有無不明が含まれる。

2 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項

(1)時間外・休日労働の状況

過去1か月間(平成23年10月1日から同年10月31日までの期間。以下同じ。)における時間外・休日労働(※4)(複数回答)について、「1か月あたり100時間を超える労働者がいた」事業所の割合は7.6%[22年調査6.0%]、「1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた」事業所の割合は9.8%[同調査10.0%]、「1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた」事業所の割合は28.4%[同調査28.2%]となっている(第6表)。

第6表 過去1か月間における時間外・休日労働の状況別事業所割合(複数回答)

(単位: %)

区分	事業所計	1か月あたり100時間を超える労働者がいた	1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた	1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた
平成23年	100.0	7.6	9.8	28.4
(事業所規模)				
5,000人以上	100.0	47.7	58.5	92.4
1,000～4,999人	100.0	44.3	61.7	90.9
500～999人	100.0	26.7	40.4	80.0
300～499人	100.0	15.1	31.5	72.0
100～299人	100.0	12.4	21.8	55.2
50～99人	100.0	8.6	15.1	42.1
30～49人	100.0	7.0	10.9	33.2
10～29人	100.0	7.0	7.6	23.1
(産業)				
農業, 林業(林業に限る。)	100.0	5.8	4.8	12.3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	3.5	3.2	21.6
建設業	100.0	4.8	10.6	36.0
製造業	100.0	5.9	9.7	32.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.6	6.4	38.6
情報通信業	100.0	13.2	24.5	60.4
運輸業, 郵便業	100.0	13.3	27.0	52.0
卸売業, 小売業	100.0	7.7	7.8	25.7
金融業, 保険業	100.0	1.5	3.7	15.4
不動産業, 物品賃貸業	100.0	7.7	7.4	27.8
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	13.2	18.8	45.5
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	13.0	10.3	25.5
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	8.0	6.9	25.2
教育, 学習支援業	100.0	3.4	5.7	14.9
医療, 福祉	100.0	4.3	3.5	9.9
複合サービス事業	100.0	2.6	2.4	16.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	5.4	9.8	29.3
[平成22年]	100.0	6.0	10.0	28.2

(2)長時間労働者への医師による面接指導等の実施状況

過去6か月間(平成23年5月1日から同年10月31日までの期間。以下同じ。)に、長時間にわたる時間外・休日労働者など健康への配慮が必要な者に対して医師による面接指導等(※5)を実施した事業所の割合は14.0%[22年調査7.4%]となっており、その実施の基準(複数回答)は、「特段の基準はないが、その他必要に応じて適宜面接指導等を実施した」が42.0%[同調査40.8%]と最も多くなっている(第7表)。

第7表 過去6か月間における長時間労働者に対する医師による面接指導等の有無及び実施内容

(単位:%)

区分	事業所計	面接指導を実施した	実施の基準(複数回答)						面接指導を実施していない
			た師出の時 にをり間 よる1外 るつ0・ 面接0休 指導時間 等を超が し対え1 て申、か し申月 し医当	接労働時 指導者以 等を対8 しを0・ 実し申を した師出 た師を、1 をよ行1 しつ0月 し面た0	導者間た時 等に以り間 を対下4外 実して5・ した師要を たにと超働 しを認えが たよるめ、1 接面た8か 指接月接 導時労働時	施て基事 し医準業 た師に所 に該で よ当独 るす自 る面の 接接の 導導基 等を準 を定 を対め、	を必要 にに 実施に した該 たに は準 はは 適は 宜不 が、 接面 指接 導導 のの 等他		
平成23年	100.0	14.0	(100.0)	(10.7)	(13.1)	(10.1)	(37.2)	(42.0)	85.6
(事業所規模)									
5,000人以上	100.0	74.9	(100.0)	(66.0)	(58.7)	(60.6)	(52.6)	(4.1)	25.1
1,000～4,999人	100.0	77.4	(100.0)	(45.4)	(51.6)	(37.0)	(60.8)	(8.4)	22.6
500～999人	100.0	61.7	(100.0)	(42.9)	(48.3)	(36.3)	(44.2)	(12.6)	38.0
300～499人	100.0	47.2	(100.0)	(32.6)	(40.8)	(25.6)	(45.3)	(21.1)	52.8
100～299人	100.0	33.7	(100.0)	(20.9)	(27.2)	(22.4)	(42.9)	(29.1)	65.9
50～99人	100.0	23.4	(100.0)	(12.2)	(17.9)	(12.2)	(33.4)	(43.1)	76.4
30～49人	100.0	15.7	(100.0)	(12.5)	(13.5)	(6.7)	(18.3)	(55.2)	83.8
10～29人	100.0	10.4	(100.0)	(4.9)	(5.6)	(6.0)	(41.7)	(42.8)	89.2
(産業)									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	9.0	(100.0) *	(-)	(-)	(-)	(20.9) *	(79.1) *	91.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	18.2	(100.0)	(3.0)	(1.3)	(1.9)	(21.2)	(70.0)	81.8
建設業	100.0	19.2	(100.0)	(7.0)	(14.4)	(3.6)	(48.5)	(41.8)	80.4
製造業	100.0	17.5	(100.0)	(10.8)	(15.3)	(13.4)	(42.3)	(41.8)	81.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	41.6	(100.0)	(27.0)	(38.6)	(50.8)	(41.0)	(9.5)	58.1
情報通信業	100.0	28.9	(100.0)	(22.3)	(23.6)	(20.3)	(50.2)	(26.8)	70.7
運輸業、郵便業	100.0	22.6	(100.0)	(6.1)	(21.2)	(6.8)	(13.0)	(61.4)	77.4
卸売業、小売業	100.0	13.3	(100.0)	(9.2)	(3.8)	(8.1)	(38.0)	(33.4)	85.7
金融業、保険業	100.0	16.1	(100.0)	(13.1)	(12.5)	(13.1)	(43.7)	(32.5)	82.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	14.0	(100.0)	(11.1)	(17.9)	(2.9)	(17.1)	(61.6)	85.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.8	(100.0)	(29.8)	(23.1)	(16.9)	(24.7)	(46.8)	87.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.7	(100.0)	(22.0)	(23.3)	(19.5)	(39.0)	(31.8)	93.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	7.6	(100.0)	(5.8)	(5.9)	(5.1)	(64.9)	(29.7)	92.1
教育、学習支援業	100.0	10.3	(100.0)	(8.3)	(4.1)	(2.9)	(22.2)	(62.8)	89.7
医療、福祉	100.0	7.5	(100.0)	(2.3)	(12.0)	(0.7)	(21.9)	(66.9)	92.5
複合サービス事業	100.0	14.2	(100.0)	(1.8)	(1.1)	(1.6)	(38.8)	(57.7)	85.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.7	(100.0)	(11.4)	(13.6)	(16.4)	(35.4)	(45.1)	85.2
[平成22年]	100.0	7.4	(100.0)	(17.1)	(20.5)	(28.3)	(22.9)	(40.8)	92.3

注:「事業所計」には面接指導等の有無不明が含まれる。

また、医師による面接指導等を実施した事業所について、その実施者又は実施機関(複数回答)をみると、「産業医(※6)」が50.0%と最も多くなっている(第8表)。

第8表 医師による面接指導等の実施者又は実施機関

(単位:%)

区分	面接指導等を実施した事業所計	面接指導等の実施者又は実施機関(複数回答)					
		産業医	事業所内の保健師又は看護師	衛生管理者(※7)等事業所内のその他の者	地域産業保健センター(※8)	健康診断機関(※9)	その他の機関
平成23年	100.0	50.0	6.3	1.7	4.3	46.5	2.9
(事業所規模)							
5,000人以上	100.0	100.0	23.7	-	-	2.5	3.6
1,000～4,999人	100.0	97.1	24.8	4.1	0.6	2.4	0.8
500～999人	100.0	92.7	21.7	6.8	0.5	5.3	2.9
300～499人	100.0	91.9	12.0	6.2	2.8	2.9	3.8
100～299人	100.0	92.2	13.8	5.2	0.3	9.9	2.5
50～99人	100.0	80.2	7.6	2.7	1.9	20.1	3.1
30～49人	100.0	42.3	3.8	2.2	6.8	48.7	4.0
10～29人	100.0	30.4	4.1	0.1	5.3	65.4	2.7
(産業)							
農業、林業(林業に限る。)	100.0 *	16.2 *	-	-	20.9 *	62.8 *	4.7 *
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	22.3	1.3	-	8.7	63.9	-
建設業	100.0	38.4	2.3	1.5	7.5	62.3	0.2
製造業	100.0	53.2	5.4	2.1	4.1	40.0	4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.5	28.2	2.0	1.3	3.8	3.4
情報通信業	100.0	81.8	11.3	6.8	0.1	13.8	0.8
運輸業、郵便業	100.0	62.9	5.6	1.3	0.3	42.0	1.1
卸売業、小売業	100.0	40.4	3.2	0.3	5.3	58.3	0.4
金融業、保険業	100.0	52.7	23.9	1.5	0.5	39.0	0.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	29.3	2.7	2.0	-	68.9	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	64.4	8.1	1.6	15.5	20.6	9.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	42.5	0.4	0.4	2.2	64.7	4.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	46.4	12.3	0.7	2.1	60.7	4.8
教育、学習支援業	100.0	24.1	2.7	2.9	-	53.5	24.2
医療、福祉	100.0	60.9	14.3	2.6	9.2	14.9	6.5
複合サービス事業	100.0	36.6	12.3	-	-	58.9	2.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	64.2	9.7	3.8	6.0	28.3	4.0

(3)医師による面接指導等の事後措置の実施状況

医師による面接指導等を実施した事業所のうち、その結果を踏まえて事後措置を講じた事業所の割合は60.1%[22年調査87.2%]となっており、その措置の内容(複数回答)は「時間外労働の制限」が49.4%と最も多くなっている(第9表)。

第9表 医師による面接指導等の事後措置の有無及び事後措置の内容別事業所割合

区分	面接指導等を実施した事業所計	措置の内容(複数回答)							措置を講じなかった
		措置を講じた	時間外労働の制限	就業場所の変更	仕事内容の変更(作業の転換)	深夜業の回数の減少	その他		
平成23年	100.0	60.1 (100.0)	(49.4)	(5.0)	(17.0)	(8.3)	(47.6)	37.2	
(事業所規模)									
5,000人以上	100.0	95.6 (100.0)	(92.6)	(15.8)	(44.9)	(31.3)	(14.2)	4.4	
1,000～4,999人	100.0	80.8 (100.0)	(72.0)	(4.4)	(23.5)	(18.1)	(41.7)	18.9	
500～999人	100.0	87.3 (100.0)	(68.0)	(8.3)	(23.3)	(10.6)	(39.3)	12.5	
300～499人	100.0	83.0 (100.0)	(65.2)	(10.5)	(21.4)	(10.8)	(34.1)	16.1	
100～299人	100.0	74.7 (100.0)	(59.1)	(7.6)	(17.4)	(8.8)	(41.4)	23.9	
50～99人	100.0	72.3 (100.0)	(45.0)	(7.6)	(11.6)	(9.3)	(50.0)	26.2	
30～49人	100.0	68.5 (100.0)	(33.8)	(3.8)	(8.5)	(5.0)	(62.6)	30.0	
10～29人	100.0	48.7 (100.0)	(51.9)	(2.9)	(21.9)	(8.6)	(44.1)	47.5	
[平成22年]	100.0	87.2 (…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	12.6	

注1)「面接指導等を実施した事業所計」には事後措置の有無不明が含まれる。

注2)「平成22年調査の「医師による面接指導等の事後措置を講じた」における「措置の内容」は、回答選択肢が異なるため記載しない。

(4)医師による面接指導等を実施しなかった主な理由

面接指導等を実施しなかった主な理由をみると、「面接指導の対象者がいなかった」が71.9%と最も多く、次いで「労働者からの申し出がなかった」が13.0%となっている(第10表)。

第10表 医師による面接指導等を実施しなかった主な理由別事業所割合

区分	面接指導等を実施していない事業所計	実施していない主な理由						不明
		面接指導の対象者がいなかった	労働者からの申し出がなかった	医師の確保が難しかった	面接時間を与えられなかった	経費がかかりすぎる	その他	
平成23年	100.0	71.9	13.0	0.9	0.5	0.9	12.7	0.1
(事業所規模計)								
5,000人以上	100.0 *	78.8 *	8.8 *	5.5 *	-	-	6.9 *	-
1,000～4,999人	100.0	52.1	33.5	3.3	-	-	11.1	-
500～999人	100.0	66.1	27.7	-	0.6	-	5.6	-
300～499人	100.0	69.6	23.1	0.0	0.3	0.2	6.8	-
100～299人	100.0	67.2	23.8	1.1	0.5	0.0	7.1	0.2
50～99人	100.0	75.2	16.3	0.8	0.6	0.2	6.4	0.5
30～49人	100.0	73.2	16.1	1.1	0.8	0.7	8.0	0.0
10～29人	100.0	71.6	11.5	0.8	0.5	1.1	14.6	0.0

3 メンタルヘルスケア(※10)に関する事項

(1)メンタルヘルス不調により休業・退職した労働者の状況

過去1年間(平成22年11月1日から平成23年10月31日までの期間。以下同じ。)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者(※11)がいる事業所の割合は9.0%[22年調査 7.3%]となっている。そのうち、職場復帰した労働者がいる事業所の割合は53.8%となっている。(第11表)

第11表 メンタルヘルス不調により休業・退職した労働者、職場復帰労働者の事業所割合

区分	事業所計	が業にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の理由	1か月以上休業又は退職した労働者の数								職場復帰した労働者がいる事業所割合	復帰した労働者の割合					な職増退離した労働者がいる事業所割合	リマ退職した労働者以上の理由による割合	
			1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	10人以上	30人以上		1割	9割	7割	4割	2割			1割
平成23年	100.0	9.0 (100.0)	6.1	1.6	0.5	0.3	0.1	0.3	0.1	0.0	(53.8)	(35.4)	(2.0)	(2.3)	(10.1)	(3.0)	(1.0)	(45.4)	90.7
(事業所規模)																			
5,000人以上	100.0	95.5 (100.0)	3.5	-	1.7	-	5.4	3.6	24.7	56.6	(96.4)	(-)	(20.6)	(28.1)	(37.3)	(10.4)	(-)	(1.4)	2.2
1,000～4,999人	100.0	91.1 (100.0)	4.3	3.3	6.1	5.7	4.2	19.0	39.7	8.8	(92.6)	(6.4)	(4.9)	(19.0)	(36.8)	(20.3)	(5.2)	(7.0)	8.6
500～999人	100.0	84.0 (100.0)	11.6	14.1	12.9	8.5	8.9	17.8	9.9	0.4	(82.5)	(14.4)	(3.6)	(12.7)	(31.2)	(17.6)	(2.9)	(17.3)	15.6
300～499人	100.0	68.2 (100.0)	19.1	17.0	13.0	9.2	4.1	4.5	1.3	0.0	(73.1)	(23.2)	(2.9)	(7.2)	(26.5)	(12.0)	(1.3)	(26.4)	31.7
100～299人	100.0	40.9 (100.0)	20.3	11.1	4.1	2.7	1.0	1.0	0.6	0.1	(64.8)	(31.2)	(5.2)	(3.8)	(18.5)	(4.9)	(1.3)	(34.7)	58.8
50～99人	100.0	17.7 (100.0)	12.2	4.2	1.1	0.2	0.0	0.0	-	0.0	(60.8)	(42.6)	(2.3)	(2.2)	(10.1)	(1.7)	(2.1)	(38.2)	82.2
30～49人	100.0	8.6 (100.0)	6.8	1.7	0.1	0.0	-	-	-	0.1	(34.0)	(30.1)	(-)	(-)	(2.5)	(0.7)	(0.7)	(65.0)	91.1
10～29人	100.0	4.7 (100.0)	4.1	0.5	0.1	-	-	0.1	-	-	(44.3)	(41.1)	(0.3)	(-)	(2.9)	(-)	(-)	(54.9)	95.0
(産業)																			
農業、林業(林業に限る。)	100.0	3.0 (100.0) *	1.1	1.5	0.4	-	-	-	-	-	(14.1)*	(14.1)*	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(85.9)*	97.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	5.7 (100.0)	5.0	0.6	0.1	-	-	-	-	-	(73.9)	(67.9)	(-)	(-)	(6.0)	(-)	(-)	(26.1)	94.3
建設業	100.0	5.4 (100.0)	4.4	0.5	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	(85.9)	(71.6)	(1.9)	(2.8)	(7.8)	(1.6)	(0.0)	(11.4)	94.6
製造業	100.0	10.7 (100.0)	6.3	2.0	0.9	0.5	0.3	0.4	0.3	0.1	(63.0)	(36.1)	(2.0)	(5.3)	(13.6)	(5.5)	(0.4)	(34.8)	89.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.0 (100.0)	14.3	6.6	2.9	1.0	1.1	1.3	0.8	0.2	(66.5)	(31.3)	(0.2)	(2.2)	(26.9)	(3.5)	(2.4)	(31.1)	69.8
情報通信業	100.0	25.4 (100.0)	10.5	4.4	2.2	2.2	0.8	3.7	1.5	0.2	(84.0)	(34.9)	(12.0)	(4.6)	(27.3)	(2.8)	(2.3)	(15.9)	74.6
運輸業、郵便業	100.0	15.5 (100.0)	12.9	2.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	(46.0)	(32.3)	(0.1)	(0.5)	(8.1)	(1.5)	(3.4)	(53.7)	84.4
卸売業、小売業	100.0	5.3 (100.0)	4.0	0.8	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	(39.9)	(27.3)	(3.2)	(1.4)	(6.2)	(1.0)	(0.9)	(60.0)	94.7
金融業、保険業	100.0	14.1 (100.0)	9.4	2.8	0.6	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	(60.9)	(43.3)	(0.1)	(1.0)	(8.1)	(7.1)	(1.2)	(38.2)	84.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	5.4 (100.0)	4.8	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	-	(59.0)	(50.8)	(0.9)	(1.0)	(1.8)	(4.6)	(-)	(41.0)	94.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	10.5 (100.0)	5.9	2.2	0.9	0.4	0.3	0.5	0.2	0.1	(60.0)	(35.3)	(1.0)	(3.7)	(13.6)	(5.7)	(0.7)	(40.0)	89.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.2 (100.0)	4.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	(34.0)	(27.7)	(0.0)	(0.5)	(5.3)	(0.2)	(0.2)	(66.0)	92.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	4.4 (100.0)	4.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-	(54.2)	(45.6)	(0.2)	(0.3)	(4.8)	(3.2)	(0.2)	(42.9)	95.6
教育、学習支援業	100.0	8.6 (100.0)	6.0	1.7	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	(41.0)	(28.2)	(1.0)	(1.6)	(6.9)	(3.1)	(0.2)	(57.5)	91.4
医療、福祉	100.0	14.6 (100.0)	9.1	3.3	1.5	0.2	0.2	0.2	0.1	-	(44.0)	(29.1)	(1.3)	(1.5)	(8.5)	(3.3)	(0.3)	(55.8)	85.4
複合サービス事業	100.0	13.4 (100.0)	8.0	4.4	0.2	0.5	0.0	0.3	0.0	-	(51.6)	(35.7)	(0.1)	(1.9)	(10.0)	(0.6)	(3.3)	(48.4)	86.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.0 (100.0)	7.5	1.6	0.6	0.1	0.1	0.8	0.1	0.0	(61.2)	(44.8)	(0.5)	(2.2)	(11.2)	(2.1)	(0.4)	(38.7)	89.0
[平成22年]	100.0	7.3 (**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	90.1

注1)「事業所計」には、メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業または退職した労働者の有無不明が含まれる。
 2)「メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業または退職した労働者がいる」には該当者の人数不明が含まれる。
 3)「職場復帰した労働者がいる」には該当者の人数不明が含まれる。
 4)「メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業または退職した労働者」の人数及び「職場復帰した労働者」は、平成22年調査では調査していない。

過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者について、前年と比較した増減状況を見ると、「ほぼ同じ」とする事業所の割合が64.4%、「減少」が4.6%、「増加」が3.2%となっており、事業所規模が大きくなるほど「増加」が概ね高くなっている(第12表)。

第12表 メンタルヘルス不調により休業・退職した労働者の増減状況別事業所割合

区分	事業所計	増減状況			
		増加	ほぼ同じ	減少	わからない
平成23年	100.0	3.2	64.4	4.6	27.4
(事業所規模)					
5,000人以上	100.0	25.9	55.8	11.8	6.5
1,000～4,999人	100.0	26.1	53.7	16.9	3.1
500～999人	100.0	20.1	56.4	17.4	5.7
300～499人	100.0	19.3	58.6	14.8	7.2
100～299人	100.0	10.2	61.1	14.9	13.4
50～99人	100.0	5.3	65.2	7.1	22.3
30～49人	100.0	3.9	64.8	3.5	27.4
10～29人	100.0	2.0	64.5	3.7	29.3

注:「事業所計」にはメンタルヘルス不調により休業・退職した労働者の増減状況不明が含まれる。

(2)メンタルヘルス不調者の状況

過去1年間にメンタルヘルス不調を抱えた労働者がいる事業所の割合は13.9%となっており、メンタルヘルス不調者について前年と比較した増減状況を見ると、「ほぼ同じ」とする事業所の割合が63.0%、「減少」が4.5%、「増加」が3.5%となっており、事業所規模が大きくなるほど「増加」が高くなっている(第13表)。

第13表 メンタルヘルス不調者の有無及び増減状況別事業所割合

区分	事業所計	メンタルヘルス不調者あり	増減状況								メンタルヘルス不調者なし	増減状況				
			1人	2人	3人	4人	5人	6～9人	10～29人	30人以上		増加	ほぼ同じ	減少	わからない	
平成23年	100.0	13.9	8.8	2.3	1.2	0.6	0.2	0.5	0.2	0.1	85.9	3.5	63.0	4.5	28.6	
(事業所規模)																
5,000人以上	100.0	95.5	-	-	1.4	-	1.4	9.4	15.2	68.2	2.2	41.5	45.8	6.9	5.8	
1,000～4,999人	100.0	93.0	3.5	1.7	2.5	3.9	2.4	14.6	35.7	28.6	6.8	31.9	48.5	13.3	5.8	
500～999人	100.0	86.9	7.1	8.8	9.4	7.4	7.8	20.7	22.5	3.1	12.8	21.8	57.7	12.6	7.5	
300～499人	100.0	78.5	15.0	16.8	13.8	10.6	6.5	10.2	5.0	0.5	21.4	20.0	56.7	12.8	10.3	
100～299人	100.0	49.2	19.0	12.6	5.8	4.4	1.9	3.7	1.6	0.1	50.5	11.7	60.0	12.9	15.1	
50～99人	100.0	25.4	15.0	6.6	1.9	0.7	0.4	0.7	0.0	0.1	74.6	6.9	62.1	7.8	23.1	
30～49人	100.0	12.2	8.4	2.6	0.4	0.5	-	0.1	-	0.1	87.5	4.3	65.1	3.1	27.0	
10～29人	100.0	9.2	7.3	0.8	0.8	0.2	-	0.1	0.0	-	90.5	2.1	63.0	3.6	30.8	

注:「事業所計」にはメンタルヘルス不調者の増減状況不明が含まれる。

また、メンタルヘルス不調を抱えた労働者(※12)を把握している事業所の割合は61.8%、その把握方法(複数回答)は、「上司又は同僚労働者等の情報」(63.7%)が最も多く、次いで「定期健康診断の際の問診等」(26.2%)となっており、これら情報の把握に当たって労働者の同意については、88.2%の事業所が「同意を得ている」となっている(第14表)。

第14表 メンタルヘルス不調を抱えた労働者の把握状況及び労働者の同意の有無別事業所割合

区分	事業所計	把握している	把握方法(複数回答)								把握していない	同意の有無				
			定期健康診断の際の問診等(a)	医師による面接指導等の実施(b)	医療機関等での相談・受診等の情報(c)	相談窓口の設置	上司又は同僚労働者等の情報	休業者に対する調査	その他	同意を得ている		同意を得ていない	わからない			
平成23年	100.0	61.8	(100.0)	(26.2)	(7.1)	(11.5)	(18.2)	(63.7)	(16.6)	(18.5)	34.4	22.8	(100.0)	(88.2)	(2.0)	(9.7)
(事業所規模)																
5,000人以上	100.0	97.8	(100.0)	(43.1)	(72.8)	(43.6)	(72.8)	(87.9)	(47.6)	(21.8)	2.2	72.8	(100.0)	(98.1)	(-)	(1.9)
1,000～4,999人	100.0	97.4	(100.0)	(36.9)	(47.0)	(38.4)	(59.6)	(76.1)	(30.1)	(21.7)	1.9	68.6	(100.0)	(96.6)	(1.1)	(2.3)
500～999人	100.0	96.2	(100.0)	(20.7)	(31.2)	(31.6)	(38.5)	(72.3)	(23.9)	(18.3)	2.4	52.9	(100.0)	(95.5)	(1.2)	(3.3)
300～499人	100.0	94.2	(100.0)	(15.2)	(21.7)	(26.8)	(34.8)	(73.9)	(22.8)	(12.1)	5.5	42.4	(100.0)	(97.3)	(1.2)	(1.5)
100～299人	100.0	87.3	(100.0)	(19.1)	(14.9)	(19.1)	(27.2)	(68.1)	(25.7)	(14.5)	10.3	35.3	(100.0)	(88.5)	(4.8)	(6.7)
50～99人	100.0	73.8	(100.0)	(26.0)	(10.5)	(15.7)	(18.2)	(70.2)	(24.3)	(16.3)	23.6	30.3	(100.0)	(88.0)	(2.2)	(9.8)
30～49人	100.0	64.4	(100.0)	(28.7)	(6.0)	(13.9)	(17.6)	(59.2)	(17.5)	(16.9)	32.4	25.3	(100.0)	(86.4)	(2.3)	(11.4)
10～29人	100.0	57.5	(100.0)	(26.6)	(5.4)	(9.0)	(16.8)	(62.9)	(13.9)	(19.7)	38.3	20.1	(100.0)	(88.4)	(1.6)	(10.0)

注:「事業所計」にはメンタルヘルス不調を抱えた労働者の把握の有無不明が含まれる。

さらに、メンタルヘルス不調のある人のいる事業所(表注)が考えているメンタルヘルス不調をきたした理由(複数回答)をみると、「本人の性格の問題」(64.0%)が最も多く、次いで「家庭の問題」(35.2%)、「上司・部下のコミュニケーション不足」(30.6%)となっている(第15表)。

第15表 メンタルヘルス不調の理由別事業所割合

区分	メンタルヘルス不調のある事業所計	メンタルヘルス不調をきたした理由(複数回答)												
		本人の性格の問題	家庭の問題	仕事量・負荷の増加	長時間労働	年休取得の難しさ	仕事の責任の増大	職場の人間関係	上司・部下のコミュニケーション不足	上司が部下を育成する余裕がない	成果がより求められることによる競争過多	専門家等に相談しづらい雰囲気	その他	分からない
平成23年	100.0	64.0	35.2	29.7	7.9	1.2	16.7	19.9	30.6	9.0	5.8	0.8	11.9	15.6
(事業所規模)														
5,000人以上	100.0	91.4	84.8	92.6	55.9	18.1	77.8	68.6	74.9	38.6	51.2	2.2	9.0	8.0
1,000～4,999人	100.0	79.8	68.0	71.0	32.4	5.1	54.9	48.3	61.2	24.0	20.4	5.9	15.1	10.3
500～999人	100.0	75.4	56.1	53.0	14.7	1.6	39.1	39.3	48.1	14.3	10.5	0.8	9.3	11.6
300～499人	100.0	70.7	53.1	43.4	12.4	1.6	30.0	27.0	39.9	8.6	8.5	0.7	11.0	16.7
100～299人	100.0	66.5	45.4	35.0	7.5	1.3	24.6	24.5	33.6	6.7	8.2	0.9	12.5	18.9
50～99人	100.0	66.9	42.4	28.4	5.2	0.6	19.5	22.8	27.2	8.3	7.0	0.7	12.2	11.3
30～49人	100.0	78.6	39.0	24.0	3.1	0.6	18.3	23.0	32.2	15.0	7.4	-	5.0	11.2
10～29人	100.0	56.8	24.9	26.7	9.1	1.4	9.4	14.3	28.0	8.1	3.5	0.9	13.5	17.3

注)「メンタルヘルス不調のある人のいる事業所計」は、第11表で「メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業または退職した労働者がいる」とした事業所又は第13表で「メンタルヘルス不調者あり」とした事業所の計である。

(3)メンタルヘルスキューアの取組状況

メンタルヘルスキューアに取り組んでいる事業所の割合は43.6%[19年調査33.6%]となっており、事業所規模が大きくなるほど高く、300人以上の規模で90%を超えており、その取組内容(複数回答)は、「労働者への教育研修・情報提供」が43.8%と最も多く、次いで「管理監督者への教育研修・情報提供」(42.8%)、「社内のメンタルヘルスキューア専用窓口の設置」(37.0%)となっている(第16表)。

第16表 メンタルヘルスキューアの取組状況別事業所割合

区分	事業所計	取り組んでいる	取組内容(複数回答)																		取り組んでいない
			審査・全衛生委員会等での調査	メンタルヘルス対策に関する計画の策定と実施	メンタルヘルスケアの推進	メンタルヘルスケアの推進	労働者への教育研修・情報提供	管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	職場環境等の評価及び改善	社内のメンタルヘルスキューア専用窓口の設置	社外のメンタルヘルスキューア専用窓口の設置	労働者への調査票を用いた状況調査	労働者への調査票を用いた状況調査	職場復帰支援プログラム等	職場復帰支援プログラムの実施	地域産業保健センターを活用したメンタルヘルスキューアの活用	都道府県産業保健推進センター(※14)を活用したメンタルヘルスキューアの活用	ヘルスキューアの実施	医療機関を活用したメンタルヘルスキューアの実施	
平成23年	100.0	43.6	(100.0)	(23.7)	(12.2)	(18.5)	(43.8)	(42.8)	(11.3)	(20.8)	(37.0)	(26.4)	(15.6)	(16.2)	(4.1)	(1.3)	(8.8)	(7.7)	(10.2)	56.4	
(事業所規模)																					
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(71.0)	(70.9)	(79.6)	(79.0)	(91.4)	(86.4)	(36.9)	(78.8)	(68.7)	(59.1)	(87.7)	(1.7)	(4.7)	(38.6)	(46.0)	(5.2)	-	
1,000～4,999人	100.0	98.7	(100.0)	(60.9)	(55.6)	(60.7)	(81.3)	(80.7)	(58.4)	(30.8)	(73.3)	(53.2)	(50.4)	(72.3)	(5.9)	(4.5)	(30.0)	(28.3)	(5.1)	1.3	
500～999人	100.0	95.1	(100.0)	(46.1)	(42.1)	(43.0)	(64.4)	(68.2)	(35.8)	(18.2)	(59.0)	(48.3)	(37.2)	(56.2)	(3.9)	(3.8)	(17.3)	(19.8)	(4.7)	4.9	
300～499人	100.0	93.1	(100.0)	(42.1)	(30.9)	(37.3)	(59.1)	(56.5)	(25.0)	(18.2)	(47.9)	(36.2)	(28.5)	(42.2)	(5.5)	(5.1)	(17.7)	(13.0)	(3.9)	6.9	
100～299人	100.0	79.5	(100.0)	(42.0)	(20.6)	(28.3)	(47.3)	(54.0)	(17.3)	(14.8)	(37.6)	(30.4)	(20.5)	(28.9)	(3.2)	(3.5)	(12.7)	(12.3)	(4.0)	20.5	
50～99人	100.0	60.4	(100.0)	(37.1)	(16.7)	(19.7)	(44.9)	(45.1)	(13.8)	(21.4)	(33.7)	(22.7)	(15.5)	(21.3)	(2.6)	(1.4)	(14.6)	(8.4)	(7.8)	39.6	
30～49人	100.0	45.1	(100.0)	(21.0)	(12.8)	(15.6)	(41.0)	(44.1)	(10.1)	(18.8)	(38.8)	(26.1)	(15.5)	(17.6)	(3.5)	(1.4)	(12.2)	(10.3)	(5.4)	54.9	
10～29人	100.0	37.9	(100.0)	(18.0)	(8.9)	(16.6)	(42.9)	(39.7)	(9.4)	(22.1)	(36.5)	(26.0)	(14.2)	(11.6)	(1.8)	(0.8)	(5.8)	(5.9)	(12.9)	62.1	
(産業)																					
農業、林業(林業に限る。)	100.0	18.6	(100.0)	(13.9)	(10.2)	(15.7)	(66.6)	(51.8)	(18.0)	(33.8)	(3.8)	(-)	(2.3)	(2.3)	(19.5)	(2.3)	(20.3)	(2.3)	(12.5)	81.4	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.0	(100.0)	(25.4)	(16.4)	(16.0)	(36.0)	(54.1)	(15.3)	(19.9)	(22.0)	(15.0)	(11.9)	(11.3)	(11.6)	(-)	(14.5)	(13.0)	(7.7)	67.0	
建設業	100.0	32.8	(100.0)	(27.7)	(17.4)	(18.0)	(49.7)	(53.5)	(10.6)	(28.4)	(29.0)	(15.3)	(17.2)	(13.3)	(8.7)	(4.6)	(12.0)	(7.3)	(8.1)	67.2	
製造業	100.0	34.8	(100.0)	(30.8)	(13.8)	(20.8)	(40.9)	(40.6)	(12.8)	(18.3)	(23.8)	(15.7)	(15.4)	(17.8)	(7.3)	(3.0)	(13.0)	(8.6)	(10.0)	65.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.6	(100.0)	(48.7)	(56.6)	(32.1)	(78.5)	(74.5)	(48.0)	(40.0)	(63.5)	(62.1)	(44.5)	(61.0)	(7.7)	(5.6)	(24.4)	(24.1)	(2.8)	14.1	
情報通信業	100.0	66.0	(100.0)	(31.1)	(25.5)	(29.3)	(56.9)	(50.1)	(18.7)	(32.1)	(45.1)	(56.6)	(25.1)	(33.2)	(16.5)	(0.4)	(12.6)	(24.2)	(1.9)	34.0	
運輸業、郵便業	100.0	44.2	(100.0)	(26.8)	(5.1)	(9.3)	(38.3)	(28.4)	(5.5)	(24.7)	(21.6)	(27.3)	(13.5)	(8.2)	(5.8)	(0.3)	(2.9)	(3.9)	(10.1)	55.7	
卸売業、小売業	100.0	44.1	(100.0)	(24.7)	(12.1)	(19.5)	(35.6)	(45.8)	(7.6)	(18.3)	(42.4)	(33.2)	(14.4)	(16.4)	(1.5)	(0.4)	(10.1)	(6.5)	(12.8)	55.9	
金融業、保険業	100.0	87.8	(100.0)	(26.5)	(20.1)	(24.6)	(57.4)	(57.4)	(21.6)	(15.5)	(60.6)	(42.9)	(24.4)	(27.4)	(2.0)	(2.0)	(7.4)	(9.9)	(4.4)	12.2	
不動産業、物品賃貸業	100.0	44.6	(100.0)	(28.3)	(8.0)	(11.6)	(56.4)	(44.3)	(10.2)	(17.8)	(16.8)	(26.7)	(12.7)	(17.2)	(2.8)	(0.2)	(4.1)	(18.2)	(11.1)	55.4	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	45.8	(100.0)	(17.3)	(13.0)	(18.4)	(36.4)	(46.4)	(12.7)	(15.0)	(25.3)	(30.7)	(22.5)	(24.8)	(3.9)	(0.5)	(11.4)	(13.6)	(10.1)	54.2	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	40.7	(100.0)	(18.9)	(8.1)	(22.0)	(47.2)	(40.0)	(10.5)	(24.6)	(49.9)	(22.0)	(17.7)	(12.8)	(6.6)	(0.1)	(4.0)	(2.5)	(10.2)	58.9	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	40.7	(100.0)	(12.0)	(5.0)	(9.9)	(42.9)	(41.8)	(14.1)	(25.2)	(36.3)	(15.5)	(6.0)	(5.7)	(0.4)	(0.1)	(5.5)	(4.5)	(8.6)	59.3	
教育、学習支援業	100.0	40.7	(100.0)	(15.0)	(7.0)	(11.6)	(35.9)	(32.0)	(10.8)	(19.5)	(33.8)	(22.1)	(6.8)	(11.1)	(0.0)	(0.3)	(12.2)	(6.4)	(7.9)	59.3	
医療、福祉	100.0	42.3	(100.0)	(12.2)	(6.4)	(12.6)	(51.5)	(32.1)	(12.5)	(24.4)	(23.2)	(13.7)	(11.1)	(10.7)	(2.6)	(3.0)	(4.5)	(6.7)	(15.5)	57.7	
複合サービス事業	100.0	73.4	(100.0)	(17.0)	(7.4)	(13.1)	(46.0)	(29.6)	(6.4)	(6.4)	(54.3)	(22.1)	(9.0)	(11.0)	(1.1)	(1.4)	(12.7)	(10.3)	(2.9)	26.6	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.4	(100.0)	(30.1)	(17.9)	(20.6)	(45.5)	(43.0)	(12.0)	(17.1)	(30.7)	(23.4)	(17.2)	(19.1)	(1.6)	(0.8)	(11.3)	(10.0)	(10.1)	55.6	
[平成19年]	100.0	33.6	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	(**)	66.4	

注1)「取り組んでいる」には取組内容不明が含まれる。

注2)平成19年調査の「取り組んでいる」における取組内容は、回答選択肢が異なるため記載しない。

(4)メンタルヘルスクエアを行うに当たっての留意事項

メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所のうち、気をつけていることがある事業所の割合は95.1%[19年調査 95.7%]であり、その具体的な留意事項(複数回答)は、「労働者の個人情報の保護への配慮」が66.1%[同調査 67.9%]と最も多く、次いで「職場配置、人事異動等」(58.3%[同調査 59.4%])、「家庭・個人生活等の職場以外の問題への配慮」(40.6%[同調査 47.1%])となっている(第17表)。

第17表 メンタルヘルスクエアを行うに当たっての留意事項の有無及び留意事項の内容別事業所割合

区 分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	気をつけていることがある		留意事項(複数回答)					気をつけていない
				メンタルヘルスクエアに関する誤解等の解消	職場配置、人事異動等	労働者の個人情報の保護への配慮	家庭・個人生活等の職場以外の問題への配慮	その他	
平成23年	100.0	95.1	(100.0)	(36.7)	(58.3)	(66.1)	(40.6)	(7.0)	3.5
(事業所規模)									
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(75.4)	(87.0)	(90.2)	(43.4)	(7.3)	-
1,000～4,999人	100.0	99.9	(100.0)	(61.9)	(79.1)	(91.9)	(47.6)	(10.4)	0.1
500～999人	100.0	98.8	(100.0)	(49.9)	(73.3)	(84.9)	(44.2)	(7.3)	0.6
300～499人	100.0	99.2	(100.0)	(45.2)	(73.6)	(81.2)	(38.3)	(4.9)	0.7
100～299人	100.0	97.2	(100.0)	(43.5)	(65.9)	(79.5)	(36.8)	(5.5)	1.6
50～99人	100.0	95.5	(100.0)	(41.4)	(60.6)	(72.6)	(39.9)	(4.4)	2.7
30～49人	100.0	96.0	(100.0)	(42.3)	(62.7)	(70.9)	(39.9)	(5.3)	2.8
10～29人	100.0	94.4	(100.0)	(32.9)	(55.0)	(60.9)	(41.5)	(8.2)	4.2
[平成19年]	100.0	95.7	(100.0)	(51.0)	(59.4)	(67.9)	(47.1)	(5.7)	4.3

注:「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計」にはメンタルヘルスクエアを行うに当たっての留意事項の有無不明が含まれる。

(5)職場復帰支援の内容

メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所について、職場復帰支援(複数回答)の内容をみると、「職場配置、人事異動」が51.4%と最も多く、次いで「短時間勤務」(37.4%)、「治療上必要な時間の確保」(36.5%)となっている(第18表)。

第18表 職場復帰支援の内容別事業所割合

区 分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	職場復帰支援の内容(複数回答)							
		社内規定の整備	試し出勤制度	職場配置、人事異動	短時間勤務	就業制限(残業、交代勤務、深夜業の禁止等)	治療上必要な時間の確保	社外の機関の活用	その他
平成23年	100.0	19.0	18.8	51.4	37.4	34.4	36.5	11.3	18.1
(事業所規模)									
5,000人以上	100.0	61.4	62.3	87.9	67.2	92.8	52.4	46.4	3.6
1,000～4,999人	100.0	47.9	45.2	77.6	62.9	86.1	53.5	35.0	4.1
500～999人	100.0	30.9	41.2	72.3	53.5	68.6	48.3	28.7	7.7
300～499人	100.0	25.5	39.0	70.0	50.7	59.7	43.6	16.9	9.2
100～299人	100.0	19.0	28.5	61.6	40.2	47.8	42.3	17.0	10.8
50～99人	100.0	17.2	22.9	57.3	42.7	37.2	38.0	12.3	14.8
30～49人	100.0	18.9	19.9	53.8	35.9	34.0	41.8	12.7	20.3
10～29人	100.0	19.0	15.5	47.3	35.6	30.7	33.7	9.5	19.8

(6)メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由

メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由(複数回答)については、「必要性を感じない」(48.4%)とする事業所の割合が最も多く、次いで「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方が分からない」(20.1%)、「労働者の関心がない」(15.6%)となっており、事業所規模別にみると、500～999人規模と100～299人規模で「専門スタッフがいない」とする事業所の割合が4割台と高くなっており、また、規模が小さいほど「必要性を感じない」とする事業所の割合が概ね高くなっている(第19表)。

第19表 メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由別事業所割合

区 分	リメンタルヘルスケアに取り組んでいない事業所計	取り組んでいない理由(複数回答)					
		取り組み方が分からない	経費がかかる	労働者の関心がない	専門のスタッフがいない	必要性を感じない	その他
平成23年	100.0	20.1	5.4	15.6	22.1	48.4	26.3
(事業所規模)							
5,000人以上	—	—	—	—	—	—	—
1,000～4,999人	100.0 *	—	6.0 *	—	12.1 *	—	94.0 *
500～999人	100.0	33.6	5.9	7.6	41.4	27.8	22.4
300～499人	100.0	37.6	7.7	18.8	38.0	42.1	14.4
100～299人	100.0	25.2	4.0	16.0	41.9	27.5	28.5
50～99人	100.0	23.4	5.2	20.6	37.0	42.4	25.5
30～49人	100.0	18.2	4.9	18.5	30.1	48.2	27.2
10～29人	100.0	20.0	5.5	14.7	19.0	49.5	26.2

注 「メンタルヘルスケアに取り組んでいない事業所計」には取り組んでいない理由不明が含まれる。

4 定期健康診断に関する事項

(1)定期健康診断(※16)の実施率、受診率(※17)及び有所見率(※18)

過去1年間に常用労働者に定期健康診断を実施した事業所の割合(実施率)は91.2%となっており、事業所規模別にみると、5,000人以上規模と500～999人規模で100%実施され、30～49人規模では95.9%、10～29人規模では88.7%となっている。

受診率をみると、健康診断を実施した事業所のうち、受診率が100%の事業所の割合は64.4%となっており、20%未満の事業所は2.3%となっている。

有所見率をみると、健康診断を実施した事業所のうち、有所見率が100%の事業所の割合は5.1%となっており、有所見率0%の事業所は13.3%となっている。(第20表)

第20表 定期健康診断実施の有無、常用労働者の受診率及び有所見率別事業所割合

区 分	事業所計	実施した	受診率							有所見率							実施していない
			100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満			
平成23年	100.0	91.2 (100.0)	(64.4)	(20.7)	(5.5)	(3.4)	(2.1)	(2.3)	(5.1)	(7.5)	(9.3)	(14.5)	(13.4)	(22.2)	(13.3)	8.7	
(事業所規模)																	
5,000人以上	100.0	100.0 (100.0)	(34.9)	(59.3)	(3.6)	(—)	(—)	(—)	(—)	(8.6)	(33.6)	(29.3)	(13.0)	(10.5)	(—)	—	
1,000～4,999人	100.0	99.6 (100.0)	(42.1)	(49.3)	(3.7)	(3.9)	(—)	(0.1)	(0.2)	(5.8)	(19.9)	(37.1)	(24.3)	(8.9)	(0.1)	0.4	
500～999人	100.0	100.0 (100.0)	(40.3)	(52.3)	(4.2)	(1.8)	(0.2)	(0.3)	(0.8)	(6.6)	(18.6)	(32.3)	(24.6)	(11.0)	(—)	0.0	
300～499人	100.0	99.6 (100.0)	(48.6)	(44.0)	(4.2)	(1.3)	(1.0)	(—)	(0.3)	(6.7)	(21.7)	(31.7)	(18.4)	(14.1)	(0.2)	0.3	
100～299人	100.0	99.5 (100.0)	(53.7)	(38.1)	(4.3)	(1.7)	(0.7)	(0.3)	(2.3)	(7.0)	(19.7)	(27.7)	(17.2)	(19.2)	(0.6)	0.5	
50～99人	100.0	98.5 (100.0)	(53.7)	(33.3)	(5.2)	(2.3)	(2.4)	(1.4)	(2.2)	(10.9)	(13.9)	(20.5)	(18.5)	(21.3)	(3.0)	1.3	
30～49人	100.0	95.9 (100.0)	(60.6)	(25.4)	(4.9)	(3.7)	(1.2)	(2.5)	(5.2)	(6.7)	(11.4)	(16.7)	(12.3)	(24.5)	(7.8)	4.0	
10～29人	100.0	88.7 (100.0)	(67.9)	(16.1)	(5.8)	(3.6)	(2.4)	(2.6)	(5.8)	(7.2)	(7.2)	(11.9)	(12.5)	(22.3)	(17.2)	11.3	

注1) 受診率及び有所見率は次のように算出した。
 受診率=受診者数/常用労働者数×100
 有所見率=有所見者数/受診者数×100
 2) 「事業所計」には定期健康診断実施の有無不明が含まれる。
 3) 「実施した」には受診率不明と有所見率不明が含まれる。

(2) 定期健康診断等の結果に基づく健康管理のための事後措置の実施状況

定期健康診断で異常の所見があった労働者がいる事業所のうち、医師等から意見聴取を行った事業所の割合は 82.6%となっている。

意見聴取を行った後の措置内容(複数回答)については、「再検査・精密検査の指示等の保健指導を行うこと」が 86.0%と最も多く、次いで「特に何も行っていない」(11.1%)、「就業場所の変更や作業転換の措置をとること」(6.2%)となっており、事業所規模別にみると、規模が大きくなるほど何らかの事後措置を行っている事業所の割合が概ね高くなっている。(第21表)

第21表 過去1年間に実施した定期健康診断における医師等からの意見聴取の有無及び事後措置の内容別事業所割合

区分	有所見者のいる事業所計	事後措置内容(複数回答)									意見聴取を行わなかった
		意見聴取を行った	再検査・精密検査の指示を行うこと	就業場所の変更や作業転換の措置をとること	作業環境の測定・実施すること	作業環境の見直し・実施すること	作業環境の改善・実施すること	深夜業務の削減を図ること	その他	特に何も行っていない	
平成23年	100.0	82.6	(100.0)	(86.0)	(6.2)	(1.5)	(2.4)	(5.6)	(5.0)	(11.1)	16.9
(事業所規模)											
5,000人以上	100.0	98.2	(100.0)	(100.0)	(54.9)	(27.8)	(22.3)	(68.6)	(18.7)	(-)	1.8
1,000～4,999人	100.0	99.5	(100.0)	(96.6)	(29.3)	(11.3)	(11.9)	(31.5)	(10.8)	(2.7)	0.5
500～999人	100.0	96.8	(100.0)	(95.9)	(13.1)	(7.2)	(4.8)	(18.6)	(8.3)	(2.6)	2.4
300～499人	100.0	94.7	(100.0)	(92.3)	(13.0)	(6.6)	(5.7)	(14.6)	(8.0)	(4.4)	5.1
100～299人	100.0	92.8	(100.0)	(93.1)	(11.4)	(5.1)	(4.4)	(9.8)	(5.2)	(5.2)	6.9
50～99人	100.0	88.1	(100.0)	(89.4)	(8.4)	(2.7)	(2.2)	(6.9)	(6.6)	(8.2)	11.5
30～49人	100.0	79.5	(100.0)	(85.7)	(7.5)	(1.2)	(1.7)	(5.2)	(4.3)	(11.8)	18.9
10～29人	100.0	80.9	(100.0)	(84.3)	(4.6)	(0.8)	(2.3)	(4.5)	(4.8)	(12.4)	18.8

注 「有所見者のいる事業所計」には意見聴取を行ったか不明が含まれる。

5 受動喫煙防止対策に関する事項

職場の受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 83.9%[19 年調査 75.5%]となっており、事業所規模別にみると、規模の大きい事業所ほどその割合が高く、30 人以上のすべての規模で 90%を超えており、10~29 人規模の事業所でも 80.1%が取り組んでいる。

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所のうち、「全面禁煙(※19)を実施している」事業所は 30.7%となっている。

「空間分煙(※20)を実施している」又は「上記以外の何らかの対策(※21)を実施している」事業所は 58.2%となっており、その取組内容(複数回答)としては、「喫煙コーナー(※22)を設け、それ以外は禁煙にしている」が 59.6%と最も多く、次いで「喫煙室(※23)を設け、それ以外は禁煙にしている」(37.4%)、「会議、研修の場所を禁煙にしている」(29.9%)となっている。(第22表)

第22表 受動喫煙防止対策の有無、取組内容及び対策の内容別事業所割合

区分	事業所計	取り組んでいる	受動喫煙防止対策														取り組んでいない			
			全面禁煙を実施している	空間分煙を実施している(a)	上記以外の何らかの対策を実施している(b)	受動喫煙防止対策の取組内容(複数回答)														
						喫煙室を設け、それ以外は禁煙にしている	喫煙コーナーを設け、それ以外は禁煙にしている	会議、研修の場所を禁煙にしている	禁煙タイムを実施している	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(※25)等を設置している	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気する装置(※24)(換気扇)等を設置している	喫煙室と非喫煙室との境界の気流を測定している(※26)	浮遊粉じん、一酸化炭素濃度等を測定している(※27)	喫煙者に対する禁煙指導を実施している	喫煙対策の担当者、担当部署を決めている	喫煙対策のための委員会等を設置している、開催している		その他		
平成23年	100.0	83.9 (100.0)	(30.7)	(52.8)	(16.5)	58.2 (100.0)	(37.4)	(59.6)	(29.9)	(7.8)	(25.1)	(14.7)	(0.5)	(1.8)	(6.0)	(1.1)	(0.4)	(6.4)	15.8	
(事業所規模)																				
5,000人以上	100.0	100.0 (100.0)	(13.0)	(78.5)	(8.6)	87.0 (100.0)	(96.1)	(38.4)	(64.2)	(27.2)	(73.7)	(52.5)	(23.9)	(26.1)	(60.7)	(27.6)	(10.9)	(-)	(-)	-
1,000 ~ 4,999人	100.0	99.2 (100.0)	(21.8)	(71.1)	(7.1)	77.6 (100.0)	(87.6)	(43.0)	(64.8)	(20.4)	(77.2)	(48.5)	(17.5)	(16.0)	(47.6)	(26.4)	(12.1)	(3.5)	(0.8)	0.8
500 ~ 999人	100.0	99.0 (100.0)	(26.3)	(67.0)	(6.7)	72.9 (100.0)	(83.0)	(38.6)	(58.3)	(11.0)	(63.0)	(45.8)	(10.7)	(10.7)	(23.9)	(12.2)	(6.5)	(2.9)	1.0	1.0
300 ~ 499人	100.0	98.2 (100.0)	(23.6)	(66.7)	(9.7)	75.0 (100.0)	(75.9)	(44.6)	(58.2)	(11.8)	(61.7)	(38.9)	(4.1)	(7.0)	(16.9)	(7.6)	(3.2)	(2.8)	1.8	1.8
100 ~ 299人	100.0	98.0 (100.0)	(18.8)	(66.6)	(14.6)	79.6 (100.0)	(60.7)	(49.0)	(41.0)	(11.0)	(46.1)	(28.8)	(2.1)	(4.4)	(10.7)	(3.2)	(1.6)	(4.7)	1.9	1.9
50 ~ 99人	100.0	94.7 (100.0)	(23.4)	(59.4)	(17.2)	72.6 (100.0)	(46.6)	(53.7)	(37.2)	(6.6)	(30.5)	(16.0)	(0.6)	(1.9)	(7.0)	(1.2)	(0.5)	(4.4)	4.9	4.9
30 ~ 49人	100.0	90.5 (100.0)	(25.5)	(55.8)	(18.8)	67.4 (100.0)	(37.6)	(59.5)	(36.0)	(7.0)	(28.5)	(17.5)	(0.7)	(1.6)	(6.8)	(1.2)	(0.3)	(6.1)	9.5	9.5
10 ~ 29人	100.0	80.1 (100.0)	(34.1)	(49.7)	(16.2)	52.8 (100.0)	(32.4)	(62.1)	(25.2)	(7.9)	(20.3)	(11.9)	(0.1)	(1.3)	(4.8)	(0.6)	(0.1)	(7.0)	19.6	19.6
(産業)																				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	42.2 (100.0)	(31.0)	(41.2)	(27.8)	29.1 (100.0)	(24.8)	(50.3)	(33.8)	(1.5)	(23.3)	(2.4)	(-)	(-)	(9.8)	(-)	(-)	(16.5)	57.4	57.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	53.2 (100.0)	(22.2)	(54.9)	(22.9)	41.4 (100.0)	(39.7)	(46.7)	(47.9)	(0.6)	(18.7)	(6.3)	(-)	(3.3)	(4.9)	(0.6)	(-)	(19.6)	45.7	45.7
建設業	100.0	68.0 (100.0)	(16.9)	(63.5)	(19.6)	56.5 (100.0)	(52.8)	(34.4)	(29.7)	(5.8)	(30.5)	(24.0)	(0.1)	(0.6)	(10.1)	(0.6)	(0.0)	(11.2)	32.0	32.0
製造業	100.0	80.6 (100.0)	(16.8)	(57.8)	(25.5)	67.1 (100.0)	(37.4)	(63.8)	(33.2)	(12.3)	(29.1)	(13.3)	(0.9)	(1.7)	(7.9)	(1.5)	(0.5)	(5.7)	18.9	18.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.7 (100.0)	(10.7)	(79.8)	(9.7)	86.4 (100.0)	(72.4)	(34.7)	(46.5)	(4.6)	(57.2)	(40.7)	(5.3)	(17.6)	(33.6)	(15.7)	(0.8)	(2.2)	3.3	3.3
情報通信業	100.0	99.2 (100.0)	(49.6)	(44.3)	(6.1)	50.0 (100.0)	(55.5)	(41.6)	(35.1)	(7.9)	(31.2)	(30.6)	(2.1)	(10.9)	(6.7)	(1.7)	(1.3)	(4.0)	0.8	0.8
運輸業、郵便業	100.0	83.5 (100.0)	(15.1)	(63.8)	(21.2)	70.9 (100.0)	(45.4)	(53.8)	(38.0)	(2.0)	(27.0)	(9.3)	(0.3)	(0.4)	(4.7)	(0.8)	(0.0)	(10.2)	15.9	15.9
卸売業、小売業	100.0	85.1 (100.0)	(28.5)	(57.9)	(13.6)	60.8 (100.0)	(33.5)	(68.5)	(28.0)	(6.1)	(22.4)	(12.4)	(0.1)	(1.4)	(4.9)	(0.0)	(0.2)	(3.3)	14.8	14.8
金融業、保険業	100.0	99.0 (100.0)	(30.9)	(53.4)	(15.7)	68.4 (100.0)	(47.7)	(52.1)	(46.0)	(9.0)	(38.7)	(20.8)	(1.7)	(7.9)	(6.2)	(9.0)	(1.4)	(1.8)	0.9	0.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	91.0 (100.0)	(27.1)	(55.1)	(17.8)	66.3 (100.0)	(52.0)	(50.1)	(32.1)	(3.3)	(28.0)	(29.8)	(0.4)	(0.9)	(5.8)	(0.0)	(-)	(2.7)	7.1	7.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	90.5 (100.0)	(31.8)	(56.4)	(11.8)	61.7 (100.0)	(42.5)	(48.6)	(21.6)	(3.9)	(24.6)	(19.1)	(2.4)	(3.6)	(6.9)	(2.5)	(1.7)	(5.0)	9.5	9.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	83.1 (100.0)	(30.0)	(52.2)	(17.9)	58.2 (100.0)	(25.3)	(62.1)	(23.9)	(16.2)	(16.6)	(10.3)	(0.7)	(0.6)	(3.6)	(0.0)	(0.1)	(10.9)	16.9	16.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	77.3 (100.0)	(39.2)	(40.8)	(20.0)	47.0 (100.0)	(25.7)	(64.7)	(21.1)	(5.1)	(20.3)	(21.3)	(0.0)	(0.5)	(1.1)	(0.4)	(0.2)	(6.3)	22.7	22.7
教育、学習支援業	100.0	92.7 (100.0)	(59.6)	(33.7)	(6.7)	37.5 (100.0)	(37.4)	(56.5)	(20.4)	(0.5)	(27.8)	(13.4)	(0.0)	(0.7)	(8.6)	(3.5)	(1.0)	(9.3)	7.2	7.2
医療、福祉	100.0	89.2 (100.0)	(64.6)	(26.1)	(9.3)	31.6 (100.0)	(27.2)	(68.9)	(20.5)	(4.8)	(16.8)	(11.1)	(0.2)	(0.2)	(6.9)	(0.8)	(0.4)	(10.4)	10.1	10.1
複合サービス事業	100.0	92.9 (100.0)	(21.4)	(64.0)	(14.7)	73.1 (100.0)	(41.0)	(55.3)	(48.5)	(7.5)	(29.9)	(7.6)	(-)	(0.4)	(2.5)	(1.3)	(-)	(5.3)	7.1	7.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.5 (100.0)	(28.5)	(53.1)	(18.4)	59.7 (100.0)	(42.6)	(53.2)	(30.6)	(4.9)	(27.1)	(16.7)	(0.6)	(3.4)	(7.1)	(1.2)	(0.9)	(4.0)	16.1	16.1
[平成19年]	100.0	75.5 (…)	(…)	(…)	(…)	… (…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	(…)	24.5	24.5

注1)「事業所計」には取り組んでいるか不明が含まれる。
 注2)「空間分煙を実施している(a)」+「上記以外の何らかの対策を実施している(b)」には受動喫煙防止対策不明が含まれる。
 注3)「取り組んでいる」における「受動喫煙防止対策」は、平成19年調査では調査していない。

また、職場の受動喫煙を防止するための取組について問題があるとする事業所は 34.4%となっており、その問題点(複数回答)を見ると、「排気する装置等でたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が 41.1%と最も多く、次いで「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」(37.9%)、「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」(30.2%)となっている(第23表)。

第23表 職場の受動喫煙防止のための取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

区分	事業所計	問題がある	問題点(複数回答)						
			受動喫煙の理解が得られない喫煙	排気する装置等でたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	資金がない	空間分煙を行なうための	その他	特に問題がない
平成23年	100.0	34.4 (100.0)	(30.2)	(41.1)	(37.9)	(20.6)	(12.8)	63.6	
(事業所規模)									
5,000人以上	100.0	58.6 (100.0)	(38.0)	(58.0)	(14.4)	(3.1)	(24.1)	41.4	
1,000 ~ 4,999人	100.0	55.8 (100.0)	(32.6)	(66.7)	(29.4)	(4.5)	(8.6)	43.0	
500 ~ 999人	100.0	45.5 (100.0)	(24.5)	(64.8)	(31.0)	(7.1)	(13.2)	53.7	
300 ~ 499人	100.0	46.2 (100.0)	(32.3)	(62.6)	(30.2)	(10.2)	(7.9)	53.5	
100 ~ 299人	100.0	41.2 (100.0)	(29.5)	(56.3)	(32.6)	(12.2)	(12.7)	57.0	
50 ~ 99人	100.0	37.7 (100.0)	(32.1)	(47.8)	(32.6)	(14.7)	(11.5)	61.0	
30 ~ 49人	100.0	36.2 (100.0)	(29.7)	(44.2)	(43.0)	(21.0)	(13.2)	62.3	
10 ~ 29人	100.0	33.0 (100.0)	(30.1)	(37.6)	(38.2)	(22.4)	(13.0)	64.9	

注:「事業所計」には問題の有無不明が含まれる。

6 交通労働災害防止対策に関する事項

業務中に道路上及び事業場構内において自動車及び原動機付き自転車を使用している事業所の割合は 61.7%となっており、交通労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 34.1%となっている。

自動車及び原動機付き自転車を使用している事業所規模別にみると、50 人以上のすべての規模で 70%を超えており、10～29 人規模の事業所でも 58.6%の事業所で取り組まれている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(94.4%)、「金融業、保険業」(89.3%)、「複合サービス事業」(89.2%)、「鉱業、採石業、砂利採取業」(88.6%)、「農業、林業(林業に限る。)」(87.6%)となっている。

その取組内容(複数回答)については、「交通労働災害防止ガイドライン(※28)に定める適正な労働時間管理、走行管理措置」(55.8%)が最も多く、次いで「交通KYT(危険予知訓練)など危険感受性向上のための教育」(39.8%)、「交通安全情報マップの作成等による注意喚起」(23.4%)となっている。(第24表)

第24表 道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車使用の有無、交通労働災害防止に向けた取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	使用している	取り組んでいる	交通労働災害防止に向けた取組								取り組んでいない	使用していない
				取組内容(複数回答)									
				交通労働災害防止ガイドラインに定める適正な労働時間管理、走行管理措置	荷主の協力を得て運転者の負担を軽減する措置	3 I G P S (※30)等(※29)を適用したリアルタイム遠隔安全運転管理手法	デジタルタコグラフ(※29)などの危険感受性向上のための教育	交通KYT(危険予知訓練)など	長時間運転の労働者に対する適正な健康管理	交通安全情報マップの作成等による注意喚起	取り組んでいない		
平成23年	100.0	61.7	34.1	(100.0)	(55.8)	(7.7)	(9.6)	(39.8)	(20.4)	(23.4)	26.9	38.3	
(事業所規模)													
5,000人以上	100.0	84.1	74.1	(100.0)	(50.9)	(-)	(6.4)	(71.2)	(17.0)	(33.7)	10.0	15.9	
1,000～4,999人	100.0	73.0	60.3	(100.0)	(52.7)	(7.1)	(9.0)	(74.0)	(24.6)	(39.5)	12.7	27.0	
500～999人	100.0	70.7	53.0	(100.0)	(52.6)	(3.5)	(10.7)	(62.1)	(18.2)	(28.0)	17.4	29.3	
300～499人	100.0	73.2	55.0	(100.0)	(46.6)	(1.3)	(7.0)	(60.4)	(19.0)	(24.7)	18.1	26.5	
100～299人	100.0	71.7	49.8	(100.0)	(57.6)	(3.9)	(12.1)	(54.4)	(15.4)	(23.0)	21.1	28.2	
50～99人	100.0	73.3	46.1	(100.0)	(50.7)	(6.0)	(12.5)	(49.4)	(17.9)	(24.0)	26.5	26.7	
30～49人	100.0	65.4	40.6	(100.0)	(59.3)	(8.2)	(9.7)	(48.2)	(21.0)	(25.0)	24.2	34.6	
10～29人	100.0	58.6	29.9	(100.0)	(55.9)	(8.4)	(8.8)	(33.3)	(21.4)	(22.8)	28.0	41.4	
(産業)													
農業、林業(林業に限る。)	100.0	87.6	47.2	(100.0)	(48.3)	(4.0)	(8.6)	(43.3)	(15.6)	(24.6)	38.9	12.4	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	88.6	73.3	(100.0)	(56.3)	(8.5)	(11.8)	(54.5)	(8.4)	(12.8)	13.0	11.4	
建設業	100.0	86.7	59.9	(100.0)	(39.7)	(5.2)	(7.3)	(51.9)	(16.1)	(21.2)	24.5	13.3	
製造業	100.0	70.0	32.3	(100.0)	(46.2)	(9.3)	(4.3)	(38.6)	(12.9)	(23.1)	37.3	30.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.4	82.8	(100.0)	(54.5)	(0.4)	(13.6)	(87.6)	(21.1)	(50.9)	10.9	5.6	
情報通信業	100.0	50.5	24.8	(100.0)	(60.4)	(2.8)	(5.8)	(58.4)	(26.3)	(18.9)	25.1	49.5	
運輸業、郵便業	100.0	79.7	71.1	(100.0)	(69.5)	(19.8)	(38.4)	(72.1)	(43.0)	(32.9)	6.0	20.3	
卸売業、小売業	100.0	57.3	29.6	(100.0)	(58.4)	(7.6)	(5.6)	(21.4)	(19.5)	(22.3)	27.4	42.7	
金融業、保険業	100.0	89.3	54.0	(100.0)	(66.6)	(0.1)	(0.6)	(11.0)	(13.0)	(19.2)	35.1	10.7	
不動産業、物品賃貸業	100.0	60.0	32.3	(100.0)	(58.0)	(-)	(5.3)	(32.3)	(26.5)	(19.0)	26.7	40.0	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	62.3	34.1	(100.0)	(58.2)	(2.6)	(0.2)	(40.9)	(17.8)	(13.6)	28.1	37.7	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.2	11.9	(100.0)	(70.8)	(15.4)	(1.5)	(34.6)	(26.6)	(29.7)	19.5	67.8	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	44.5	23.5	(100.0)	(61.2)	(2.2)	(12.2)	(17.1)	(25.5)	(11.9)	20.7	55.5	
教育、学習支援業	100.0	48.5	24.2	(100.0)	(68.4)	(1.1)	(3.1)	(28.9)	(11.2)	(21.4)	23.1	51.5	
医療、福祉	100.0	59.0	23.0	(100.0)	(52.1)	(6.0)	(1.5)	(34.8)	(13.2)	(26.9)	35.9	41.0	
複合サービス事業	100.0	89.2	56.6	(100.0)	(51.1)	(2.4)	(1.9)	(57.3)	(4.4)	(24.0)	32.2	10.8	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	72.0	44.9	(100.0)	(52.6)	(1.6)	(12.0)	(50.7)	(18.3)	(21.3)	26.8	28.0	

注 「事業所計」には取組内容不明が含まれる。

7 業務上災害を記録する制度に関する事項

業務上災害(※32)を記録する制度を設けていない事業所の割合は31.6%となっており、設けていない理由(複数回答)は、「業務上災害が発生したことがない」(58.4%)が最も多く、次いで「記録をする者がいない(安全担当を置いていない)」(15.6%)となっている(第25表)。

第25表 業務上災害を記録する制度の有無及び制度を設けていない理由別事業所割合

区分	事業所計	制度を設けている	制度を設けていない	制度を設けていない理由(複数回答)								
				業務上災害が発生したことがない	記録をする者がいない(安全担当を置いていない)	記録しても利用しないのでやめた	かつては記録していたが、記録しても利用するかが分からない	記録しても何に利用するかが分からない	災害補償は労働者が負担する・労働者が報告しない	労災保険に加入していない	その他	
平成23年	100.0	67.6	31.6	(100.0)	(58.4)	(15.6)	(2.3)	(10.5)	(0.4)	(1.5)	(26.3)	
(事業所規模)												
5,000人以上	100.0	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
1,000～4,999人	100.0	98.0	1.9	(100.0)	(15.7)	(-)	(5.3)	(13.5)	(5.3)	(-)	(60.1)	
500～999人	100.0	97.3	2.6	(100.0)	(27.0)	(1.6)	(3.8)	(14.6)	(-)	(-)	(56.9)	
300～499人	100.0	91.8	7.7	(100.0)	(30.8)	(-)	(0.8)	(14.0)	(-)	(-)	(65.9)	
100～299人	100.0	92.5	7.3	(100.0)	(36.5)	(3.0)	(2.5)	(10.3)	(3.4)	(-)	(50.7)	
50～99人	100.0	82.4	17.2	(100.0)	(38.8)	(14.4)	(4.3)	(12.7)	(1.2)	(-)	(38.5)	
30～49人	100.0	73.5	26.3	(100.0)	(40.3)	(25.3)	(2.0)	(10.4)	(-)	(2.2)	(31.8)	
10～29人	100.0	62.4	36.7	(100.0)	(62.5)	(14.5)	(2.2)	(10.3)	(0.4)	(1.5)	(24.3)	
(産業)												
農業、林業(林業に限る。)	100.0	76.7	23.3	(100.0)	(25.1)	(9.3)	(6.3)	(18.8)	(-)	(-)	(40.6)	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	78.2	21.8	(100.0)	(42.1)	(5.3)	(5.3)	(5.3)	(-)	(-)	(42.1)	
建設業	100.0	78.2	21.7	(100.0)	(54.7)	(14.8)	(-)	(6.8)	(-)	(7.0)	(24.4)	
製造業	100.0	66.9	32.9	(100.0)	(45.6)	(15.7)	(6.1)	(14.7)	(0.3)	(1.5)	(25.6)	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.6	5.4	(100.0)	(46.0)	(17.5)	(8.8)	(17.5)	(-)	(-)	(36.4)	
情報通信業	100.0	59.6	40.4	(100.0)	(74.5)	(8.1)	(-)	(5.0)	(-)	(-)	(26.5)	
運輸業、郵便業	100.0	83.2	16.2	(100.0)	(63.0)	(15.9)	(2.6)	(3.2)	(-)	(-)	(28.4)	
卸売業、小売業	100.0	64.8	33.7	(100.0)	(67.6)	(19.3)	(0.2)	(9.1)	(0.2)	(-)	(26.1)	
金融業、保険業	100.0	85.5	13.9	(100.0)	(67.4)	(11.6)	(-)	(4.7)	(-)	(-)	(22.7)	
不動産業、物品賃貸業	100.0	58.7	39.9	(100.0)	(45.2)	(11.2)	(2.4)	(11.0)	(-)	(-)	(34.7)	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	57.4	42.6	(100.0)	(74.0)	(17.3)	(-)	(6.9)	(4.2)	(-)	(18.6)	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	65.4	32.8	(100.0)	(48.2)	(22.9)	(5.8)	(17.6)	(0.8)	(5.7)	(22.4)	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	62.6	37.2	(100.0)	(48.3)	(14.7)	(0.8)	(10.1)	(-)	(1.7)	(30.9)	
教育、学習支援業	100.0	55.3	44.6	(100.0)	(71.4)	(3.8)	(5.4)	(8.8)	(0.0)	(-)	(22.5)	
医療、福祉	100.0	61.2	38.7	(100.0)	(62.8)	(4.6)	(-)	(8.9)	(0.2)	(0.5)	(30.8)	
複合サービス事業	100.0	83.6	16.1	(100.0)	(29.5)	(15.1)	(5.5)	(16.0)	(-)	(-)	(41.5)	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	69.2	30.6	(100.0)	(52.8)	(17.0)	(2.6)	(7.4)	(0.4)	(0.4)	(28.0)	

注:「事業所計」には業務上災害を記録する制度の有無不明が含まれる。

8 安全衛生教育に関する事項

(1)危険感受性向上教育の実施状況

危険感受性向上教育(※33)を実施していない事業所の割合は75.0%となっており、実施していない理由(複数回答)は、「危険・有害な業務がない」(34.2%)が最も多く、次いで「危険感受性向上教育というものを知らなかった」(29.2%)、「必要性を感じない」(25.3%)となっている(第26表)。

第26表 危険感受性向上教育実施の有無及び実施していない理由別事業所割合

区分	事業所計	実施している	実施していない	実施していない理由(複数回答)								
				設備・危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない	危険感受性向上教育実施機が関係ない又は近隣にない
平成23年	100.0	23.7	75.0	(100.0)	(14.7)	(12.2)	(5.5)	(6.6)	(25.3)	(29.2)	(34.2)	(14.1)
(事業所規模)												
5,000人以上	100.0	47.2	51.2	(100.0)	(15.8)	(11.7)	(6.3)	(2.7)	(22.0)	(5.9)	(50.4)	(3.2)
1,000～4,999人	100.0	47.1	52.9	(100.0)	(28.5)	(12.5)	(10.3)	(7.9)	(14.7)	(9.8)	(39.0)	(13.7)
500～999人	100.0	38.2	61.1	(100.0)	(25.5)	(12.0)	(10.4)	(8.0)	(17.7)	(21.6)	(33.1)	(12.0)
300～499人	100.0	36.8	62.8	(100.0)	(20.3)	(12.1)	(6.1)	(6.5)	(12.9)	(22.0)	(38.2)	(12.7)
100～299人	100.0	32.3	67.1	(100.0)	(19.9)	(15.5)	(9.5)	(8.7)	(17.1)	(31.8)	(34.0)	(12.1)
50～99人	100.0	28.1	71.1	(100.0)	(18.7)	(16.2)	(7.7)	(7.6)	(20.2)	(34.0)	(29.7)	(11.2)
30～49人	100.0	25.5	73.5	(100.0)	(15.2)	(10.7)	(4.3)	(8.1)	(20.3)	(34.4)	(37.4)	(12.4)
10～29人	100.0	22.0	76.6	(100.0)	(13.8)	(11.7)	(5.2)	(6.1)	(27.4)	(27.6)	(34.1)	(14.9)
(産業)												
農業、林業(林業に限る。)	100.0	35.7	62.4	(100.0)	(26.3)	(6.9)	(12.1)	(1.4)	(21.7)	(54.8)	(5.4)	(13.9)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	42.4	57.6	(100.0)	(29.8)	(12.3)	(2.8)	(8.2)	(19.3)	(41.3)	(8.2)	(12.0)
建設業	100.0	46.7	51.8	(100.0)	(24.3)	(11.9)	(9.1)	(12.5)	(9.9)	(50.2)	(7.2)	(10.9)
製造業	100.0	30.8	67.6	(100.0)	(18.1)	(19.9)	(11.2)	(12.2)	(18.9)	(39.6)	(19.1)	(11.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.9	40.3	(100.0)	(43.3)	(10.0)	(6.0)	(5.1)	(4.5)	(19.6)	(16.2)	(21.3)
情報通信業	100.0	9.3	90.5	(100.0)	(5.3)	(2.2)	(0.6)	(1.9)	(33.8)	(20.7)	(69.6)	(4.3)
運輸業、郵便業	100.0	48.1	51.2	(100.0)	(24.0)	(18.8)	(7.2)	(9.6)	(6.8)	(30.9)	(18.5)	(26.6)
卸売業、小売業	100.0	14.8	83.7	(100.0)	(12.3)	(11.6)	(3.2)	(5.3)	(32.2)	(27.9)	(33.0)	(14.2)
金融業、保険業	100.0	8.1	90.7	(100.0)	(4.8)	(1.3)	(0.6)	(0.0)	(19.0)	(8.2)	(68.1)	(11.9)
不動産業、物品賃貸業	100.0	15.6	84.1	(100.0)	(7.5)	(4.4)	(1.2)	(0.8)	(15.3)	(27.6)	(55.6)	(16.6)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.0	81.9	(100.0)	(13.0)	(7.5)	(3.0)	(3.3)	(24.3)	(21.4)	(55.1)	(11.1)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.8	78.0	(100.0)	(15.1)	(12.4)	(6.9)	(8.5)	(29.5)	(28.4)	(33.7)	(12.4)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	14.3	85.4	(100.0)	(14.2)	(15.3)	(3.3)	(8.7)	(28.0)	(25.0)	(44.0)	(14.7)
教育、学習支援業	100.0	9.0	90.2	(100.0)	(5.1)	(7.1)	(0.6)	(1.1)	(27.7)	(15.8)	(60.7)	(16.3)
医療、福祉	100.0	26.5	72.1	(100.0)	(17.7)	(10.6)	(6.2)	(1.2)	(26.5)	(30.0)	(29.7)	(18.9)
複合サービス事業	100.0	4.5	93.7	(100.0)	(20.7)	(10.8)	(8.6)	(7.9)	(18.7)	(27.9)	(36.5)	(13.4)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	27.4	72.1	(100.0)	(17.9)	(12.3)	(7.3)	(8.5)	(25.8)	(23.2)	(37.5)	(15.3)

注:「事業所計」には実施しているか不明が含まれる。

(2)安全衛生担当者への能力向上教育の実施状況

安全衛生担当者への能力向上教育(※34)を実施していない事業所の割合は63.1%となっており、実施していない理由(複数回答)は、「能力向上教育というものを知らなかった」(33.2%)が最も多く、次いで「必要性を感じない」(31.9%)となっている(第27表)。

第27表 安全衛生担当者に対する能力向上教育実施の有無及び実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	実施している	実施していない	実施していない理由(複数回答)							
				能力向上教育実施機関がない・近隣にない	能力向上教育を実施する時間がとれない・実施と	能力向上教育の講師等が確保できない	経費面の負担が大きい	必要性を感じない	能力向上教育というものを知らなかった	その他	
平成23年	100.0	34.9	63.1	(100.0)	(10.7)	(21.0)	(6.0)	(5.2)	(31.9)	(33.2)	(21.7)
(事業所規模)											
5,000人以上	100.0	75.0	23.3	(100.0)	(17.3)	(32.6)	(24.7)	(5.9)	(16.3)	(16.0)	(23.8)
1,000～4,999人	100.0	65.9	33.9	(100.0)	(12.1)	(20.1)	(18.1)	(12.1)	(19.4)	(19.9)	(27.9)
500～999人	100.0	58.2	41.1	(100.0)	(10.1)	(32.6)	(14.7)	(8.1)	(18.0)	(25.8)	(21.1)
300～499人	100.0	53.6	45.7	(100.0)	(11.8)	(25.7)	(10.6)	(5.9)	(24.4)	(26.1)	(20.4)
100～299人	100.0	52.0	47.2	(100.0)	(13.7)	(30.4)	(10.9)	(8.6)	(18.4)	(35.6)	(19.6)
50～99人	100.0	41.2	58.1	(100.0)	(14.0)	(28.5)	(10.3)	(7.8)	(25.8)	(31.4)	(17.3)
30～49人	100.0	37.2	61.3	(100.0)	(10.0)	(19.5)	(6.9)	(7.2)	(29.5)	(34.2)	(21.7)
10～29人	100.0	32.1	65.5	(100.0)	(10.3)	(19.9)	(5.0)	(4.4)	(33.8)	(33.2)	(22.3)
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	57.3	40.3	(100.0)	(6.0)	(25.2)	(4.7)	(1.1)	(18.1)	(42.2)	(19.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.6	33.4	(100.0)	(16.3)	(26.6)	(6.9)	(7.2)	(18.9)	(27.4)	(25.4)
建設業	100.0	68.2	30.5	(100.0)	(12.0)	(19.6)	(4.9)	(7.6)	(21.8)	(39.3)	(11.3)
製造業	100.0	38.7	59.1	(100.0)	(14.2)	(26.3)	(10.9)	(12.3)	(23.6)	(38.4)	(16.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	77.6	22.1	(100.0)	(9.0)	(34.5)	(4.6)	(5.2)	(14.1)	(26.0)	(14.6)
情報通信業	100.0	22.7	77.1	(100.0)	(4.6)	(16.1)	(3.2)	(2.4)	(46.3)	(31.3)	(21.1)
運輸業、郵便業	100.0	48.0	50.9	(100.0)	(15.2)	(30.7)	(16.0)	(8.9)	(13.3)	(23.9)	(32.8)
卸売業、小売業	100.0	26.9	70.1	(100.0)	(8.6)	(20.8)	(3.8)	(1.8)	(35.6)	(35.6)	(20.1)
金融業、保険業	100.0	29.8	69.0	(100.0)	(4.7)	(7.4)	(1.8)	(0.6)	(42.5)	(20.8)	(33.1)
不動産業、物品賃貸業	100.0	29.9	68.3	(100.0)	(4.8)	(12.0)	(2.1)	(5.9)	(34.9)	(37.0)	(23.7)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	27.1	72.0	(100.0)	(15.5)	(15.5)	(2.1)	(2.9)	(44.8)	(24.2)	(21.0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.8	63.0	(100.0)	(9.5)	(24.6)	(4.4)	(5.9)	(30.7)	(36.6)	(18.3)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	22.7	77.0	(100.0)	(11.5)	(19.7)	(3.6)	(9.6)	(36.7)	(30.0)	(23.7)
教育、学習支援業	100.0	14.7	83.8	(100.0)	(3.7)	(12.3)	(2.5)	(2.4)	(49.9)	(29.0)	(23.3)
医療、福祉	100.0	33.8	64.1	(100.0)	(14.5)	(21.5)	(9.5)	(2.2)	(26.0)	(32.6)	(27.9)
複合サービス事業	100.0	26.1	71.2	(100.0)	(21.7)	(13.4)	(5.1)	(4.7)	(26.5)	(27.7)	(30.3)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	33.9	64.2	(100.0)	(12.2)	(20.4)	(6.6)	(7.3)	(32.3)	(25.2)	(25.2)

注 「事業所計」には実施しているか不明が含まれる。

【労働者調査】

1 勤務に関する事項

(1)勤務形態の状況

主な勤務形態別に労働者の割合をみると、「日勤勤務(※35)」(83.9%)が最も多く、次いで「交代制勤務(※36)」(10.2%)、「夜勤勤務(※37)」(2.1%)となっている(第28表)。

第28表 勤務形態別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	日勤勤務	夜勤勤務	交代制勤務	隔日勤務(※38)	その他の勤務	不明
平成23年	100.0	83.9	2.1	10.2	0.6	3.0	0.1
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	76.5	0.0	12.0	-	11.5	-
20～29歳	100.0	79.0	2.0	16.2	-	2.7	-
30～39歳	100.0	83.9	1.4	11.3	0.4	2.8	0.1
40～49歳	100.0	87.1	2.2	8.1	0.7	1.9	0.0
50～59歳	100.0	88.0	2.5	5.4	0.5	3.1	0.3
60歳以上	100.0	75.0	3.7	10.4	3.4	7.5	-
60～64歳	100.0	77.1	4.3	9.7	2.8	6.1	-
65歳以上	100.0	67.4	1.2	13.0	5.7	12.8	-
男性	100.0	83.2	2.3	10.6	1.0	2.8	0.1
女性	100.0	85.0	1.8	9.6	0.2	3.3	0.1
(就業形態)							
正社員	100.0	85.7	1.4	10.1	0.6	2.2	0.1
契約社員	100.0	85.6	1.2	9.7	1.0	2.5	-
パートタイム労働者	100.0	73.5	6.2	11.9	0.6	7.6	0.3
派遣労働者	100.0	94.0	0.3	5.2	0.0	0.4	-
臨時・日雇労働者	100.0	93.4	-	0.3	4.2	2.1	-

(2)深夜業従事の状況

過去6か月間に深夜業(※39)に従事した労働者の割合は 23.9%[19年調査 17.9%]となっている(第29表)。

第29表 過去6か月間における深夜業従事の有無別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	深夜業に従事した	深夜業に従事しなかった	不明
平成23年	100.0	23.9	74.1	1.9
20歳未満	100.0	14.1	71.3	14.5
20～29歳	100.0	26.1	72.1	1.8
30～39歳	100.0	26.6	72.1	1.4
40～49歳	100.0	21.5	77.1	1.4
50～59歳	100.0	21.3	76.3	2.5
60歳以上	100.0	25.5	71.0	3.5
60～64歳	100.0	28.5	67.8	3.7
65歳以上	100.0	14.3	82.9	2.8
男性	100.0	26.1	72.2	1.7
女性	100.0	20.9	76.8	2.3
(就業形態)				
正社員	100.0	24.0	74.2	1.8
契約社員	100.0	23.5	74.3	2.3
パートタイム労働者	100.0	25.3	72.0	2.6
派遣労働者	100.0	11.6	86.1	2.3
臨時・日雇労働者	100.0	13.7	86.3	-
[平成19年]	100.0	17.9	82.1	-

(3)時間外・休日労働の状況

過去1か月間(平成22年10月1日から同年10月31日までの期間)に時間外・休日労働があった労働者の割合は72.4%となっており、その内訳をみると、「100時間超」が2.6%、「80時間を超え、100時間以下」が2.3%、「45時間を超え、80時間以下」が12.9%となっている(第30表)。

第30表 過去1か月間における時間外・休日労働時間数階級別労働者割合

区分	労働者計	時間外・休日労働があった		労働時間数内訳				時間外・休日労働はなかった
				100時間超	80時間を超え、100時間以下	45時間を超え、80時間以下	45時間以下(0時間を除く)	
平成23年	100.0	72.4	(100.0)	(2.6)	(2.3)	(12.9)	(82.2)	27.5
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	20.1	(100.0)	(-)	(-)	(4.0)	(96.0)	79.9
20～29歳	100.0	75.7	(100.0)	(2.2)	(1.9)	(17.8)	(78.2)	24.1
30～39歳	100.0	79.9	(100.0)	(3.4)	(3.1)	(12.3)	(81.2)	20.1
40～49歳	100.0	74.1	(100.0)	(1.9)	(2.1)	(12.8)	(83.2)	25.8
50～59歳	100.0	69.3	(100.0)	(1.9)	(1.3)	(10.4)	(86.4)	30.6
60歳以上	100.0	42.9	(100.0)	(5.1)	(4.3)	(7.5)	(83.1)	56.6
60～64歳	100.0	49.4	(100.0)	(5.4)	(4.4)	(6.2)	(83.9)	50.2
65歳以上	100.0	18.7	(100.0)	(2.5)	(2.4)	(20.2)	(74.9)	80.8
男性	100.0	79.0	(100.0)	(2.5)	(2.1)	(16.6)	(78.8)	20.8
女性	100.0	63.1	(100.0)	(2.7)	(2.6)	(6.5)	(88.2)	36.8
(就業形態)								
正社員	100.0	80.2	(100.0)	(2.1)	(2.1)	(14.6)	(81.1)	19.7
契約社員	100.0	69.9	(100.0)	(1.5)	(1.6)	(6.9)	(90.1)	29.8
パートタイム労働者	100.0	35.6	(100.0)	(8.7)	(5.4)	(1.4)	(84.5)	64.2
派遣労働者	100.0	67.2	(100.0)	(0.9)	(0.7)	(2.1)	(96.4)	32.8
臨時・日雇労働者	100.0	65.3	(100.0)	(0.3)	(0.9)	(1.2)	(97.6)	34.7

注:「労働者計」には時間外・休日労働があったか不明が含まれる。

2 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項

(1)医師による面接指導等の状況

医師による面接指導等を受けた労働者の割合は7.2%となっている。

医師による面接指導等を受けなかった労働者の割合は92.8%となっている。その理由をみると、「45時間を超える時間外労働はなかった」(57.5%)に次いで、「面接指導等の制度がない・制度があるかわからない」(15.1%)、「面接指導等を受けるようにとの通知がなかった」(10.9%)、「自分で判断して受けなかった」(10.9%)となっている(第31表)。

第31表 過去6か月間における医師による面接指導等の有無、面接指導等を受けなかった理由別労働者割合

区分	労働者計	面接指導等を受けた	面接指導等を受けなかった	受けなかった理由					
				医師の判断で受けなかった	面接指導等を受けるようにとの通知がなかった	自分で判断して受けなかった	面接指導等の制度がない・制度があるかわからない	45時間を超える時間外労働はなかった	
平成23年	100.0	7.2	92.8	(100.0)	(5.6)	(10.9)	(10.9)	(15.1)	(57.5)
(年齢階級)									
20歳未満	100.0	1.5	98.5	(100.0)	(2.3)	(6.5)	(18.7)	(16.0)	(56.5)
20～29歳	100.0	4.2	95.8	(100.0)	(3.3)	(9.7)	(8.9)	(21.3)	(56.8)
30～39歳	100.0	7.7	92.2	(100.0)	(4.1)	(11.0)	(11.1)	(17.5)	(56.3)
40～49歳	100.0	8.8	91.2	(100.0)	(5.3)	(11.4)	(9.9)	(12.1)	(61.3)
50～59歳	100.0	6.2	93.8	(100.0)	(9.2)	(11.3)	(12.6)	(9.3)	(57.5)
60歳以上	100.0	10.5	89.5	(100.0)	(9.9)	(11.5)	(12.6)	(15.4)	(50.5)
60～64歳	100.0	11.8	88.2	(100.0)	(12.2)	(12.3)	(12.8)	(12.8)	(49.9)
65歳以上	100.0	5.5	94.5	(100.0)	(1.9)	(8.8)	(12.0)	(24.4)	(52.8)
男性	100.0	8.9	91.1	(100.0)	(6.2)	(10.5)	(12.7)	(15.9)	(54.7)
女性	100.0	4.9	95.1	(100.0)	(4.9)	(11.5)	(8.3)	(14.1)	(61.3)
(就業形態)									
正社員	100.0	7.9	92.1	(100.0)	(5.6)	(11.1)	(11.5)	(15.6)	(56.2)
契約社員	100.0	8.2	91.8	(100.0)	(5.5)	(8.2)	(8.1)	(7.9)	(70.3)
パートタイム労働者	100.0	4.1	95.9	(100.0)	(6.0)	(11.5)	(9.9)	(16.9)	(55.7)
派遣労働者	100.0	1.9	98.1	(100.0)	(1.8)	(6.3)	(3.3)	(5.1)	(83.5)
臨時・日雇労働者	100.0	7.9	92.1	(100.0)	(7.1)	(4.4)	(10.4)	(13.1)	(65.0)

注:「労働者計」には面接指導等の有無不明が含まれる。

(2)医師による面接指導等の事後措置の状況

医師による面接指導等を受けた後に何らかの改善措置があった労働者の割合は18.1%となっており、その措置内容は、「労働時間の短縮」(28.1%)、「深夜業の回数の減少」(9.3%)、「作業の転換」(5.6%)となっている(第32表)。

第32表 医師による面接指導等後の改善措置の有無及び改善内容別労働者割合

区分	面接指導等を受けた労働者計	改善措置があった	改善措置の内容					改善措置がなかった
			就業場所の変更	作業の転換	労働時間の短縮	深夜業の回数の減少	その他	
平成23年	100.0	18.1 (100.0)	(0.7)	(5.6)	(28.1)	(9.3)	(60.2)	77.8
(年齢階級)								
20歳未満	100.0 *	- (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	89.7 *
20～29歳	100.0	18.9 (100.0)	(1.5)	(1.9)	(27.5)	(15.9)	(63.5)	78.7
30～39歳	100.0	15.7 (100.0)	(1.1)	(8.1)	(38.1)	(2.0)	(50.8)	79.3
40～49歳	100.0	20.2 (100.0)	(-)	(6.6)	(35.1)	(3.1)	(59.5)	74.4
50～59歳	100.0	25.5 (100.0)	(-)	(4.0)	(6.5)	(23.3)	(70.2)	73.5
60歳以上	100.0	6.2 (100.0)	(6.1)	(-)	(25.2)	(12.6)	(62.2)	89.4
60～64歳	100.0	6.5 (100.0)	(6.5)	(-)	(19.7)	(13.5)	(66.8)	88.7
65歳以上	100.0	3.8 (100.0)*	(-)	(-)	(100.0)*	(-)	(-)	95.3
男性	100.0	22.6 (100.0)	(0.5)	(6.3)	(28.0)	(10.3)	(59.1)	73.8
女性	100.0	6.4 (100.0)	(2.5)	(0.1)	(29.2)	(0.1)	(70.5)	87.9
(就業形態)								
正社員	100.0	19.7 (100.0)	(0.6)	(6.0)	(27.6)	(9.6)	(60.0)	76.2
契約社員	100.0	14.0 (100.0)	(2.5)	(2.5)	(45.4)	(8.6)	(46.0)	84.0
パートタイム労働者	100.0	6.8 (100.0)	(-)	(-)	(13.0)	(-)	(87.0)	86.2
派遣労働者	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0
臨時・日雇労働者	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	89.1

注:「面接指導を受けた労働者計」には改善措置の有無不明が含まれる。

3 精神的ストレス等に関する事項

(1)仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無

過去1年間に自分の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスになっていると「感じる事柄がある」労働者の割合は32.4%となっている(第33表)。

第33表 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無別労働者割合

区分	労働者計	(単位:%)	
		強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄がある	強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄がない
平成23年	100.0	32.4	67.6
(年齢階級)			
20歳未満	100.0	11.1	88.9
20～29歳	100.0	34.6	65.4
30～39歳	100.0	37.5	62.5
40～49歳	100.0	31.0	69.0
50～59歳	100.0	33.0	67.0
60歳以上	100.0	13.3	86.7
60～64歳	100.0	14.8	85.2
65歳以上	100.0	7.7	92.3
男性	100.0	32.2	67.8
女性	100.0	32.8	67.2
(就業形態)			
正社員	100.0	35.1	64.9
契約社員	100.0	28.1	71.9
パートタイム労働者	100.0	21.9	78.1
派遣労働者	100.0	29.4	70.6
臨時・日雇労働者	100.0	3.6	96.4

(2)相談希望及び相談先

また、「感じる事柄がある」労働者のうち「相談したい」とする労働者の割合は78.0%となっており、具体的な相談先としては、「その他(家族・同僚など)」が64.1%と最も多く、次いで「外部の相談機関」(15.7%)、「事業所内の相談窓口」(10.0%)となっている(第34表)。

第34表 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの相談希望の有無及び相談先別労働者数及び労働者割合
(単位:%)

区分	強い不安、 悩み、スト レスを感じる事 柄がある労働 者計	相談したい		相談先					相談した くない
				事業所内 の相談窓 口	事業所内 の産業医	外部の医 療機関	外部の相談 機関	その他(家 族・同僚な ど)	
平成23年	100.0	78.0	(100.0)	(10.0)	(1.6)	(8.7)	(15.7)	(64.1)	21.7
(年齢階級)									
20歳未満	100.0	71.4	(100.0)	(-)	(-)	(0.9)	(3.9)	(95.2)	28.6
20～29歳	100.0	81.5	(100.0)	(15.7)	(0.4)	(7.2)	(10.8)	(65.8)	17.8
30～39歳	100.0	76.8	(100.0)	(8.1)	(1.0)	(8.4)	(18.5)	(64.1)	23.1
40～49歳	100.0	79.0	(100.0)	(10.4)	(2.9)	(10.5)	(16.1)	(60.1)	20.7
50～59歳	100.0	76.9	(100.0)	(7.5)	(2.2)	(9.1)	(16.2)	(65.0)	23.0
60歳以上	100.0	66.9	(100.0)	(2.0)	(0.1)	(5.3)	(13.7)	(79.0)	31.5
60～64歳	100.0	62.4	(100.0)	(2.4)	(0.1)	(2.3)	(16.0)	(79.1)	35.8
65歳以上	100.0	100.0	(100.0)	(-)	(-)	(19.0)	(2.8)	(78.2)	-
男性	100.0	74.1	(100.0)	(12.2)	(2.2)	(10.3)	(18.1)	(57.1)	25.5
女性	100.0	83.3	(100.0)	(7.3)	(0.7)	(6.7)	(12.8)	(72.5)	16.5
(就業形態)									
正社員	100.0	77.4	(100.0)	(9.6)	(1.8)	(9.2)	(17.6)	(61.8)	22.3
契約社員	100.0	83.9	(100.0)	(7.6)	(0.1)	(10.4)	(10.3)	(71.5)	16.1
パートタイム労働者	100.0	78.8	(100.0)	(14.5)	(0.2)	(4.5)	(5.8)	(74.9)	20.7
派遣労働者	100.0	87.1	(100.0)	(7.7)	(0.4)	(4.6)	(7.1)	(80.3)	12.9
臨時・日雇労働者	100.0 *	91.8 *	(100.0)*	(-)	(5.6)*	(-)	(16.8)*	(77.6)*	8.2 *

注:「強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄がある労働者計」には相談希望の有無不明が含まれる。

(3)相談内容の通知の可否

さらに、「相談したい」労働者について、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの相談内容を事業所へ通知することの可否についてみると、「本人が同意すれば、通知してよい」が48.9%と最も多く、次いで「通知されたくない」(36.2%)、「わからない」(11.9%)となっている(第35表)。

第35表 事業所への仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの相談内容の通知の可否別労働者割合
(単位:%)

区分	相談したい 労働者計	本人の同意 の有無にか かわらず、通 知してよい	本人が同意 すれば、通 知してよい	通知された くない	わからない
平成23年	100.0	3.1	48.9	36.2	11.9
(年齢階級)					
20歳未満	100.0	-	-	97.3	1.9
20～29歳	100.0	4.4	45.9	37.1	12.6
30～39歳	100.0	1.9	51.2	36.2	10.6
40～49歳	100.0	3.3	52.6	31.4	12.8
50～59歳	100.0	3.3	45.8	40.4	10.5
60歳以上	100.0	3.4	35.7	35.7	25.1
60～64歳	100.0	3.1	38.5	32.1	26.3
65歳以上	100.0	4.8	23.3	52.3	19.7
男性	100.0	4.1	52.1	35.4	8.4
女性	100.0	1.7	44.9	37.1	16.2
(就業形態)					
正社員	100.0	3.4	47.9	37.4	11.3
契約社員	100.0	1.3	58.9	33.9	6.0
パートタイム労働者	100.0	2.1	49.1	29.2	19.5
派遣労働者	100.0	-	60.3	27.5	10.6
臨時・日雇労働者	100.0	-	17.5	16.8	65.7

注:「相談したい労働者計」には通知の可否不明が含まれる。

4 受動喫煙防止対策に関する事項

(1)喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は30.6%[19年調査34.1%]、そのうち、「毎日吸う」人は27.8%、「時々吸う」人は2.8%となっている。「職場で喫煙しない」人の割合は69.4%[同調査64.9%]、そのうち、「職場では吸わない」人は4.3%、「たばこは吸わない」人は65.1%となっている。(第36表)

第36表 職場での喫煙の有無、喫煙の程度別労働者割合

区分	労働者計	(単位:%)					
		職場で喫煙する		職場で喫煙しない			
		毎日吸う	時々吸う	職場では吸わない	たばこは吸わない		
平成23年	100.0	30.6	27.8	2.8	69.4	4.3	65.1
男性	100.0	43.0	39.6	3.4	57.0	3.8	53.2
女性	100.0	13.3	11.2	2.0	86.7	4.9	81.8
[平成19年]	100.0	34.1	64.9

注:1)「労働者計」には職場での喫煙の有無不明が含まれる。
 2)「職場で喫煙しない」人＝「職場では吸わない」人＋「たばこは吸わない」人
 3)「職場で喫煙する」及び「職場で喫煙しない」における内訳は、平成19年調査では調査していない。

(2)受動喫煙による不快や対策への意識

「職場で喫煙しない」人について、職場での受動喫煙で、不快に感じる事又は体調が悪くなったことの有無についてみると、「有」とする労働者の割合が20.2%[19年調査38.1%]となっている。これを「職場では吸わない」人についてみると、「有」は5.8%、「たばこは吸わない」人についてみると、「有」は21.1%となっている。(第37表)

第37表 職場での受動喫煙で不快に感じる事又は体調が悪くなったことの有無別労働者割合

区分	(単位:%)										
	職場で喫煙しない労働者計										
			職場では吸わない				たばこは吸わない				
	受動喫煙で不快に感じる事又は体調が悪くなったことの有無				受動喫煙で不快に感じる事又は体調が悪くなったことの有無				受動喫煙で不快に感じる事又は体調が悪くなったことの有無		
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
平成23年	100.0	20.2	79.8	6.1	(100.0)	(5.8)	(94.2)	93.9	(100.0)	(21.1)	(78.9)
(年齢階級)											
20歳未満	100.0	2.5	97.5	3.9	(100.0)	(-)	(100.0)	96.1	(100.0)	(2.6)	(97.4)
20～29歳	100.0	19.9	80.1	6.3	(100.0)	(3.2)	(96.8)	93.7	(100.0)	(21.0)	(79.0)
30～39歳	100.0	19.9	80.1	6.4	(100.0)	(10.4)	(89.6)	93.6	(100.0)	(20.5)	(79.4)
40～49歳	100.0	20.2	79.8	6.3	(100.0)	(3.6)	(96.4)	93.7	(100.0)	(21.3)	(78.7)
50～59歳	100.0	23.0	77.0	5.5	(100.0)	(7.9)	(92.1)	94.5	(100.0)	(23.9)	(76.1)
60歳以上	100.0	17.2	82.8	6.5	(100.0)	(0.8)	(99.2)	93.5	(100.0)	(18.3)	(81.7)
60～64歳	100.0	18.5	81.5	6.7	(100.0)	(1.0)	(99.0)	93.3	(100.0)	(19.8)	(80.2)
65歳以上	100.0	12.5	87.5	5.7	(100.0)	(-)	(100.0)	94.3	(100.0)	(13.3)	(86.7)
男性	100.0	20.7	79.3	6.6	(100.0)	(4.2)	(95.8)	93.4	(100.0)	(21.9)	(78.1)
女性	100.0	19.7	80.3	5.7	(100.0)	(7.6)	(92.4)	94.3	(100.0)	(20.5)	(79.5)
[平成19年]	100.0	38.1	61.5	...	(...)	(...)	(...)	...	(...)	(...)	(...)

注:1)「職場で喫煙しない労働者計」には受動喫煙で不快に感じる事の有無不明が含まれる。
 2)「職場では吸わない」には受動喫煙で不快に感じる事の有無不明が含まれる。
 3)「たばこは吸わない」には受動喫煙で不快に感じる事の有無不明が含まれる。
 4)「職場で喫煙しない労働者計」における「職場では吸わない」及び「たばこは吸わない」は、平成19年調査では調査していない。

また、労働者のうち、職場で受動喫煙防止対策が「講じられている」とするものの割合は 68.7% であるが、「講じられているが、不十分である」が 16.3%、「講じられていない」が 14.5%となっている(第38表)。

第38表 職場での受動喫煙防止対策の有無別労働者割合

(単位: %)

区分	労働者計	講じられている	講じられているが、不十分である	講じられていない
平成23年	100.0	68.7	16.3	14.5
男性	100.0	67.6	16.9	15.2
女性	100.0	70.3	15.4	13.6

注:「労働者計」には職場での受動喫煙防止対策の有無不明が含まれる。

さらに、職場の全面禁煙に対する意識をみると、全体では、「空間分煙を行えば十分である」が 52.3%と最も多く、次いで「全面禁煙を積極的に行うべきである」(34.1%)となっているが、「職場で喫煙しない」人では、「全面禁煙を積極的に行うべきである」(46.6%)の方が高い(第39表)。

第39表 全面禁煙に対する意識の程度別労働者割合

(単位: %)

区分	労働者計	全面禁煙を積極的に行うべきである	空間分煙を行えば十分である	時間分煙(※40)を行えば十分である	煙・時間分煙のいずれも行う必要はない	全面禁煙・空間分煙・時間分煙のいずれもわからない
平成23年	100.0	34.1	52.3	2.1	3.8	6.7
男性	100.0	27.9	57.7	2.4	5.3	5.9
女性	100.0	42.6	44.8	1.8	1.7	7.8
(職場での喫煙計)	100.0	34.1	52.3	2.1	3.8	6.7
喫煙する人	100.0	5.6	69.9	3.5	9.0	9.9
喫煙しない人	100.0	46.6	44.6	1.5	1.5	5.3

(3)受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策として望む内容(複数回答)は、「喫煙室を設け、それ以外は禁煙とすること」が 49.8%と最も多く、次いで「喫煙コーナーを設け、それ以外は禁煙とすること」(29.8%)、「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気する装置(換気扇)等を設置すること」(29.1%)、「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等を設置すること」(28.1%)となっている(第40表)。

第40表 職場における受動喫煙防止対策として望む内容別労働者割合(複数回答)

(単位: %)

区分	労働者計	事業所全体を禁煙とすること	喫煙室を設け、それ以外は禁煙とすること	喫煙コーナーを設け、それ以外は禁煙とすること	会議、研修の場を禁煙とすること	禁煙タイムを実施すること	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気する装置(換気扇)等を設置すること	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等を設置すること	喫煙室と非喫煙場所との境界等の気流を測定すること	喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(換気扇)等を設置すること	浮遊粉じん、一酸化炭素濃度等の濃度を測定し、空気環境の状態を把握すること・周知すること	喫煙者に対する禁煙指導を実施すること	喫煙対策の担当者、担当部署を決めること	喫煙対策のための委員会等を設置すること・開催すること	その他
平成23年	100.0	25.7	49.8	29.8	18.4	5.3	29.1	28.1	6.0	5.3	11.1	3.1	2.5	5.4	
男性	100.0	21.7	49.3	31.7	17.6	5.5	30.8	27.9	5.5	4.9	9.9	2.6	2.3	5.7	
女性	100.0	31.3	50.6	27.1	19.4	5.0	26.8	28.3	6.7	5.7	12.9	3.7	2.8	5.0	

注:「労働者計」には職場における受動喫煙防止対策の内容不明が含まれる。

主な用語の定義

※1 「リスクアセスメント」

作業に伴う危険性又は有害性を特定し、リスクを評価するもので、リスクの大きいものから順に対策を検討する手法をいう。

※2 「ヒヤリ・ハット体験」

職場において、労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした体験をいう。

※3 「安全衛生委員会等」

安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会を総称して安全衛生委員会等という。

「安全委員会」とは、

- (1) 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業については常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、
- (2) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車修理業及び機械修理業（(1)に掲げる業種を除く。）については常時 100 人以上の労働者を使用する事業所において、

事業所における労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるために置かれる機関をいう。

その構成は、事業の実施を統括管理する人もしくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされている。

「衛生委員会」とは、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、事業所における労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいう。

その構成は、安全委員会と同様になっている。

「安全衛生委員会」とは、「安全委員会」及び「衛生委員会」の設置要件に該当する事業所について、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。

委員の構成・調査審議の内容は、それぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

なお、生産に関する事項が主で、安全衛生に関することが従となっているような生産委員会や同じ企業内の各工場の委員を構成員とする企業全体の委員会（たとえ安全衛生を専門にとりあげるものでも）は該当しない。

※4 「時間外・休日労働」

休憩時間を除き、1週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた労働をいう。また、その超えた労働の時間を時間外・休日労働時間という。

1 か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1 か月の総労働時間＝（労働時間数（所定労働時間数）＋延長時間数（時間外労働時間数）＋休日労働時間数）－（計算期間（1 か月間）の総暦日数／7）× 40

※5 「長時間労働者への医師による面接指導等」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものをいう。

面接指導等には、保健師による保健指導、チェックリストにより疲労蓄積度を確認すること、産業医による事業場に対する助言指導などを含む。

労働安全衛生法の改正により、脳・心臓疾患の発症を予防するために、平成18年4月1日（常時50人未満の労働者を使用する事業所は平成20年4月1日）から、（1）時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者、（2）時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者、（3）事業場において定められた基準に該当する労働者、に対し、事業者は医師による面接指導等を実施することが義務づけられた（ただし、（2）及び（3）は努力義務）。

※6 「産業医」

「産業医」とは、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康管理等を行うために事業者から選任された医師をいう。

※7 「衛生管理者等」

衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者をいう。

「衛生管理者」とは、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため、事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を持っているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することとなっている。

「安全衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

「衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が50人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することとなっている。

※8 「地域産業保健センター」

労働者数50人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理をすることは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業場の事業主やそこで働く労働者を対象に健康相談や保健指導等の産業保健サービスを充実させることを目的として、各都道府県に設置されている。

※9 「健康診断機関」

健康診断を実施している機関をいう。医療機関であるか健康診断を専門に実施している機関であるかを問わない。

※10 「メンタルヘルスケア」

事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（1次予防（未然防止）、2次予防（不調への気づき対応）、3次予防（職場復帰支援））のことをいう。

※11 「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいう。

- (1) 症状性を含む器質性精神障害
- (2) 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- (3) 統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害
- (4) 気分〔感情〕障害
- (5) 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- (6) 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- (7) 成人の人格および行動の障害
- (8) 知的障害（精神遅滞）
- (9) 心理的発達の障害
- (10) 小児（児童）期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、ICD-10 診断ガイドライン「精神および行動の障害」に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

※12 「メンタルヘルス不調を抱えた労働者」

メンタルヘルス不調により、心の変化（気分の落ち込み、イライラ、無気力、考えがまとまらないなど）、体の変化（慢性的な疲労感、頭痛、睡眠の過不足など）、行動の変化（酒・たばこの増加、ミスの増加、集中できない、積極性がなくなる、怒りっぽくなるなど）について、いずれかの変化が認められた者又はそうした兆候がうかがわれる者とする。

※13 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたもの。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等からなる。

※14 「都道府県産業保健推進センター」

産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対して心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業場内の相談体制作りの支援等）を提供するとともに、地域産業保健センターの活動に対して専門的、技術的な支援を行う。都道府県産業保健推進センターは独立行政法人労働者健康福祉機構が運営している。

※15 「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

※16 「定期健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいう。

定期健康診断の代わりに人間ドック等を実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的実施しているものを含む。

なお、法定の検査項目は、次のものとなっている。（労働安全衛生規則第44条）

- (1) 既往歴及び業務歴の調査、(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、(4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5) 血圧の測定、(6) 貧血検査、(7) 肝機能検査、(8) 血中脂質検査、(9) 血糖検査、(10) 尿検査、(11) 心電図検査

※17 「受診率」

受診率＝受診者数／常用労働者数×100

常用労働者数については、「正社員」＋「契約社員」＋「パートタイム労働者」＋「臨時・日雇労働者で9月及び10月にそれぞれ18日以上雇われた者」の計である。

受診者数については、定期健康診断を年2回以上実施した場合は、受診者数が重複しないように数えたもの。また、同一の労働者が年2回以上定期健康診断を受診した場合、人数は1人としている。

※18 「有所見率」

有所見率＝有所見者数／受診者数×100

有所見者数については、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外の者を有所見者とする。

また、同一の労働者が年2回以上定期健康診断を受診している場合、そのうち1回以上「有所見」と診断された労働者を1人としている。

※19 「全面禁煙」

建物や車両内全体を常に禁煙とすることで、事業所内に複数の建物がある場合は、建物全部を禁煙としている場合を全面禁煙とする。なお、建物を全面禁煙とし、屋外に喫煙所を設けている場合も全面禁煙に該当する。

※20 「空間分煙」

喫煙室のみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。

※21 「上記以外の何らかの対策」

喫煙時間の制限や禁煙場所の特定など何らかの喫煙対策を実施していることをいう。

※22 「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいう。

※23 「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋のことをいう。

※24 「たばこの煙を排気する装置等」

たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する換気扇等の喫煙対策機器のことを指す。

※25 「たばこの煙を除去する装置等」

たばこの煙を除去して屋内に排気する空気清浄装置等の喫煙対策機器を指す。

※26 「気流を測定している」

非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を測定することをいう。気流の風速を0.2m/s以上とするように必要な措置を講ずることとされている。

※27 「浮遊粉じん、一酸化炭素等の濃度を測定」

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するために実施する測定をいう。

※28 「交通労働災害防止のためのガイドライン」

労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）等とあわせて、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的として策定されたガイドライン。

同ガイドラインにおいて、事業主は、

- 運転者の睡眠時間を確保することに配慮した労働時間等の管理の充実
- 荷役作業を行わせる際の措置の実施
- 荷主及び元請による配慮
- 組織的な安全衛生管理の強化などの対策

を講じることとされている。

※29 「デジタルタコグラフ」

運行記録（時間・距離・速度の法定3要素）をメモリーカードにデジタルで記録するものをいう。

※30 「GPS (Global Positioning System)」

地球上の現在位置を調べるための衛星測位システムをいう。

※31 「IT」

Information Technology（情報技術）をいう。

※32 「業務上災害」

業務中に業務に起因して発生した負傷災害・疾病をいい、休業をともなう「休業災害」か被災日の翌日以降は休業しない「不休災害」であるかは問わない。

なお、「不休災害」は、医療機関で医師の手当を受けた場合に限る。

また、通勤途中に発生したいわゆる「通勤災害」は業務上災害に含まない。

※33 「危険感受性向上教育」

実際の機械等を使用して労働災害を模擬的に実体験させること等を通じて作業における危険に対する感受性を向上させる教育手法をいう。

※34 「能力向上教育」

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定による厚生労働大臣の指針に基づき、事業者が労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、各作業主任者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対して行う教育をいう。

※35 「日勤勤務」

通常の勤務が昼勤の勤務形態をいう。

※36 「交代制勤務」

一日を2分割ないし3分割し、それぞれの時間帯ごとに交代する勤務をいう。

※37 「夜勤勤務」

通常の勤務が夜間の勤務形態をいう。

※38 「隔日勤務」

一日おきに勤務する形態をいう。

※39 「深夜業」

深夜業（原則として午後 10 時から午前 5 時までの間に行われる業務をさす。勤務時間の一部でもこの時間帯にかかる場合は、深夜業があるとした。「深夜業に従事した」とは、過去 6 か月間を平均して 1 か月当たり 4 回以上の深夜業勤務を行ったことをいう。

※40 「時間分煙」

喫煙時間を一定の時間に制限することをいう。